

令和 2 年

富岡町議会会議録

第 5 回 定例会

6 月 17 日 開会 ～ 6 月 18 日 閉会

富岡町議会

令和2年第5回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月17日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会（午前 9時00分）	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○請願の委員会付託	11
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	13
安藤正純君	13
渡辺正道君	27
佐藤教宏君	40
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	47
○副町長就任挨拶	53
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	54
○散会の宣告	56
散 会（午後 2時21分）	56

第2日 6月18日（木曜日）

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	60

○出席議員	6 0
○欠席議員	6 0
○説明のため出席した者	6 0
○事務局職員出席者	6 1
開 議 （午前 9時00分）	6 2
○開議の宣告	6 2
○議事日程の報告	6 2
○会議録署名議員の指名	6 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 2
○委員会報告	1 0 1
○動議の提出	1 0 4
○閉会の宣告	1 0 5
閉 会 （午後 1時31分）	1 0 5

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和2年6月17日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

- 報告第10号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第11号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第39号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第40号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第41号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例について

- 議案第 4 9 号 富岡町児童館条例を廃止する条例について
- 議案第 5 0 号 工事請負契約について
- 議案第 5 1 号 工事請負契約について
- 議案第 5 2 号 工事請負契約について
- 議案第 5 3 号 動産の取得について
- 議案第 5 4 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 5 5 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 5 6 号 令和 2 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 7 号 令和 2 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 8 号 令和 2 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 1 0 号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 1 1 号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 3 9 号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 4 0 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 4 1 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 2 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 3 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 6 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 7 号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 8 号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 富岡町児童館条例を廃止する条例について
- 議案第 5 0 号 工事請負契約について
- 議案第 5 1 号 工事請負契約について
- 議案第 5 2 号 工事請負契約について

- 議案第 5 3 号 動産の取得について
 - 議案第 5 4 号 工事請負契約の変更について
 - 議案第 5 5 号 工事請負契約の変更について
 - 議案第 5 6 号 令和 2 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 5 7 号 令和 2 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 5 8 号 令和 2 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 請願の委員会付託

日程第 5 議案の一括上程

- 報告第 1 0 号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 1 1 号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 3 9 号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 4 0 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 4 1 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 2 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 3 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 6 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第47号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第48号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例について
議案第49号 富岡町児童館条例を廃止する条例について
議案第50号 工事請負契約について
議案第51号 工事請負契約について
議案第52号 工事請負契約について
議案第53号 動産の取得について
議案第54号 工事請負契約の変更について
議案第55号 工事請負契約の変更について
議案第56号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
議案第57号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第7 一般質問

日程第8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第10号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第11号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第39号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて
議案第40号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長 宮本皓一君

副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課 主任兼課長補佐	猪狩直恵君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	小林元一
議席 事務局係長	猪狩英伸
議席 事務局主任	杉本亜季

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月10日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和2年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の81ページから88ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 高野 匠 美 君

6番 遠藤 一 善 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

2監第5号、令和2年6月17日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和2年2月・3月・4月（令和元年度予算4月支出分・令和2年度4月分）。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和2年3月23日・4月22日・5月27日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第17号、令和2年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 6月定例会の会期及び日程について、(3)

その他、①一般質問について、②請願について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和2年6月10日午前9時、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、主幹、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件2件、諮問案件1件、人事案件2件、条例の一部改正案件8件、条例の廃止案件1件、工事請負等の契約案件3件、財産の取得案件1件、工事請負等の変更案件2件、補正予算案件3件、合計23件。(2)6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月17日から18日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②請願について、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書」、紹介議員、佐藤啓憲。上記の請願書を審査した結果、産業厚生常任委員会に付託し審査することに決した。③陳情等について、ポツ1、「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。ポツ、「トリチウム等を含むALPS処理水(トリチウム汚染水)の海洋放出に反対する請願書」。ポツ、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出について」、以上3件の陳情等について審査し、全議員に周知することに決した。④その他、なし。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第18号、令和2年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第2回、(1)とみおか議会だより第202号の編集について、(2)その他。第3回、(1)とみおか議会だより第202号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は記載どおりになっております。お読みください。

3、審査の結果。第1回～第2回、(1)とみおか議会だより第202号の編集について。ポツ1、と

みおか議会だより第202号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、にこにこども園の卒園式の写真を候補とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、富岡町教育委員会教育長の岩崎秀一氏に寄稿していただくことに決した。ポツ、とみおか議会だより第202号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を3回開催することに決した。ポツ、リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第3回、(1)とみおか議会だより第202号の最終校正について。ポツ、議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めましておはようございます。報告第19号、令和2年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和2年2月・3月・4月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）福島第二原子力発電所廃止措置計画認可申請書の概要について、（3）その他、3、その他。

2、審査の経過は、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和2年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通

報内容について、生活環境課長より説明を受けた。2、(1) 東京電力(株) 福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。1、2号機排気筒解体作業完了及び3号機タービン建屋の屋根損傷部流入防止堰設置作業への着手、3号機燃料取り出し作業の再開等について説明を受けた。委員からは、地震による津波対策及び新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底、関連企業作業員の周知や、3号機燃料取り出しに関するハンドルの変形し燃料への対応等について質問が出され、それぞれの東京電力ホールディングス(株)の対応方針等が示された。「多核種除去設備等処理水に関する質問への回答」について東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、処理水内の放射性物質濃度低減に関する東京電力ホールディングス(株)の考え方について示すよう求め、安全面を重視し、さらなる低減を図っていくことや、地域への説明責任を果たしていく旨回答があった。2、(2) 福島第二原子力発電所廃止措置計画認可申請書の概要について。「福島第二原子力発電所廃止措置計画申請の概要」について東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、除染により新たに発生する汚染等への対応や、解体廃棄物の処分先の見通しに関する考え方、廃炉工程の前倒しについて意見が出された。2、(3) その他。委員より片づけ、草刈り等の生活支援活動の状況について、並びに作業員の内部被曝等の検査、管理体制の改善について意見が出された。3、その他。

これで報告が終わります。よろしくをお願いします。

○議長(高橋 実君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○請願の委員会付託

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、請願の委員会付託を行います。

この件については、内容の朗読を省略してください。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） 本請願は、富岡町議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第1号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書」に関する請願については、去る6月10日の議会運営委員会において審議をいただき、産業厚生常任委員会に付託し審査をいただくこととなっております。

以上をもって請願の委員会付託を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。令和2年第5回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議

案についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、全世界において社会生活の停滞と経済の大きな落ち込みを引き起こし、我々の生活にこれまで経験がないような大きな影響を及ぼしております。町といたしましては、当地域が復興事業や除染工事などで他の地域から人の移動が頻繁にある地域であること、また当地域の感染症に対応する医療体制が十分な状態ではないことを認識し、3つの密を避ける生活の実践や不要不急の外出を慎むなどの感染症の感染防止のための基本的な行動の啓発を防災行政無線において繰り返し行い、広報とみおかでの注意喚起や関連情報記事の掲載をはじめ、ホームページ、SNSを活用して細やかな情報発信に努めているところで、加えて、学校、町営診療所や老人保健施設等福祉施設などにマスクやアルコール消毒液を配備するとともに、町民全世帯にマスク1箱50枚を送付するなどして感染予防対策を支援しているところでございます。なお、感染予防のためのマスクやアルコール消毒液につきましては、市場における流通状況や価格の変動などを見極めながら、今後においてマスク40万枚、アルコール消毒液400リットルを備蓄すると計画したところですので、ご承知いただくようご報告いたします。

また、職員の感染症への感染により業務執行体制が脆弱な状態となり行政機能を喪失する事態となることを防ぐために、新型コロナウイルス感染症に対応する業務継続計画を策定し、計画に基づき、職員のマスクの着用義務づけや飛沫防止パネルの窓口カウンター等への設置などを行うとともに、出張や事業者との打合せを制限するなど、職員の行動制限を継続しているところで、加えて、4月30日から5月15日までの間においては、職員の50%を在宅勤務とすることや、この間の業務を非常時優先業務への専念とするなどの対応といたしました。今後も業務継続計画に基づく行動など各種対応対策を感染症の感染状況に合わせ、しっかりと行ってまいることといたします。

全国の都道府県を対象として発令されておりました緊急事態宣言につきましては、段階的に解除され、5月25日に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されております。しかしながら、現時点でこの感染症に対応する有効なワクチンや治療薬の開発がなされている状況にはなく、この後においても数度の感染拡大の状況があるものと考えざるを得ない状況にありますので、これまで連鎖的な感染が確認されていない本町においても、気を引き締めて継続的な感染防止対策を行ってまいらなければならないものと議員の皆様をはじめ町民の皆様へ引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

政府においては、この感染症の感染拡大により、リーマンショックや東日本大震災以降を上回る大きな経済的落ち込みがあるとの認識の下、4月20日に緊急経済対策を閣議決定し、各種対策を行うとともに、家計を直接支援するとして特別定額給付金を全国民に給付しております。町といたしましては、特別定額給付金を町民皆様に確実にお届けするよう引き続き努めるとともに、町民皆様の生活の維持や再建のための支援を必要に応じて迅速に行わなければならないものと認識するところでありますので、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

3月定例会以降においては、このように新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に

集中する状態ではありましたが、富岡産業団地整備工事やアーカイブ施設建築工事をはじめとする各種工事等の進捗を予定のとおり確保することができており、また地域交流館整備事業や共生型サポートセンター整備事業、農地基盤整備など営農再開支援事業などにおいては、工事の調達、事業の調整や検討をしっかりと進めることができております。今後も、感染症の感染拡大防止対策をしっかりと行いながらも、重要重点事業の進捗に遅れが発生しないよう、また道路や下水道、商業施設、福祉施設など基礎的な生活インフラの維持管理や運営にそごを生じさせず、先月末時点において町内に居住届を提出される方々が1,433人1,013世帯となっているように、着実に町内居住者が増え続ける状態を維持できるよう、職員一丸となってふるさと富岡を未来につなげ将来を切り開く取組をさらに深めてまいりますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会には、報告案件2件、諮問案件1件、人事案件2件、条例の一部改正案件8件、条例の廃止案件1件、工事請負契約の同意案件3件、動産取得の同意案件1件、工事請負契約の変更案件2件、令和2年度富岡町一般会計補正予算など補正予算案件3件の計23件の議案を提出しております。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問、順次質問させていただきます。町政報告と重複する点もあるかとは思いますが、あらかじめご了承願います。

大きい1番、新型コロナウイルス感染症に関する町の対策について。（1）、政府は令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染症増加に対応する緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大しましたが、町ではどのような対策を取られたか。また、感染症の専門家は、秋冬に第2波、第3波が予想されると言っているが、これとどう向き合っていくか伺いたい。

大きい2番、放射性物質トリチウムを含む汚染水の処理について。（1）、政府小委員会では、放射性物質トリチウムを含んだ処理水を前例のある大気への水蒸気放出と海洋放出を現実的な選択肢と強調し、政府へ提言しているが、町の考えを伺いたい。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルス感染症に関する町の対策について。（1）、政府は令和2年4月16日、新型コロナウイルスの感染症増加に対応する緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大しましたが、町ではどのような対策を取られたのか。また、感染症の専門家は、秋冬に第2波、第3波が予想されると言っているが、これとどう向き合っていくかを伺いたいについてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、全世界で約700万人の方が感染しております。また、国内においても累計の感染者数が1万7,000人余り、福島県においては81人の感染者が確認されております。町では、2月27日に要綱に基づき感染症対策本部を立ち上げ、町主催のイベント等の開催基準を策定するなど、感染拡大防止に努めてまいりました。また、震災前の体制に戻っていない町内医療機関等に対し、マスク等の感染防護資材を提供するとともに、先月には住民登録のある世帯主に対し、1世帯当たり1箱50枚のマスクを送付したところであります。一方、庁舎内においては、業務継続計画に基づき、職員に対するマスク着用の義務づけや、窓口への飛沫感染防止パネルの設置などとともに、4月末より3週間程度、職員の50%を在宅勤務とするなど、行政機能の維持、確保を図ってまいりました。

緊急事態の解除が全国的に宣言され、現在は様々な規制が段階的に緩和されているところではありますが、当然のことながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではございません。本町においても、5月27日に福島県より出された感染拡大防止対策に準じて、引き続き感染予防と拡大防止に努めてまいります。また、ご懸念の第2波、第3波につきましては、報道などにおいても専門家の意見としてその到来が確実視されており、なおかつ冬季のインフルエンザ蔓延期に重なると甚大な影響があるものとして警鐘が鳴らされております。町といたしましては、今回の感染拡大による経験を踏まえ、保健所等関係機関との連携を緊密に保ちながら、新しい生活様式の定着に向けた周知活動を引き続き実施するとともに、マスクやアルコール消毒液など必要な資材を確実に備蓄するため、計画的な調達に努めてまいりたいと考えております。

次に、2、放射性物質トリチウムを含む汚染水の処理について。（1）、政府小委員会では、放射性物質トリチウムを含んだ処理水を、前例のある大気への水蒸気放出と海洋放出を現実的な選択肢と強調し、政府へ提言しているが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水、いわゆるALPS処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会において技術的観点に加え、風評被害などの社会的観点も含めた総合的な検討が行われ、本年2月10日に検討結果を取りまとめた小委員会においての報告が公表されました。これを受け、国

はALPS処理水の取扱い方針を決定するため、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者の意見を伺うこととしており、4月7日及び6月10日に行われた全員協議会において説明があった内容もその一つであります。

ご質問の町の考えにつきましては、4月13日に開催されました関係者の意見を伺う場におきまして、国は処理水やその検討内容に関して、広く、懇切丁寧な分かりやすい説明を徹底して尽くすこと、また国としての方針を打ち出す際には、風評を絶対に発生させないという万全の対策を打ち出すこと、これら2点について申し上げました。なお、発電所構内に貯蔵している処理水には、トリチウム以外の放射性物質も含まれていることから、さらなる風評被害にもつながりかねないため、一刻も早い対策が必要であるという点についても申し添えたところでございます。町といたしましては、国に対し、引き続き幅広い関係者の意見を丁寧に聞き、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。

まず初めに、今回の質問の意図なのですが、私は最悪の危機を避けるには、最悪を想定し、事前に対処法を考えるべきである、こういった考えの下に、考えを基本に質問させていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染が心配される介護福祉施設、医療、教育、ショッピングモール、避難所、こういったところについてお尋ねします。東風荘高齢者サポートセンター及び社会福祉協議会地域包括支援センター所管での保健師による介護訪問はどのような対応を取られたか、ご説明お願いします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、福祉課で行ってございます対応についてご説明いたします。

福祉課といたしまして、各施設、特に東風荘におきましては、面会制限、職員並びに入所者の手洗い、マスクの着用の徹底、そのほか行ってございます見守り活動、訪問活動におきましては、対面による飛沫感染防止のため、緊急の場合を除き、電話による確認に切り替えてございます。元気アップ教室や交流サロンなど、介護予防事業につきましては、不特定多数の方の利用も想定されまして、3密を避ける基準等も明確化されていなかったこともありまして、5月末までは自粛をさせていただいておりました。現在3密を避けるスペース並びに回数等も踏まえ、6月から介護予防事業につきましては一部再開をしているところでございます。また、見守り活動におきましては職員のマスクの着用、手洗い、入室前の消毒の徹底に加えまして、職員に手袋やフェースシールドなども現在携行させてございます。ただ、こちらにつきましては、訪問の際相手側から受ける印象もございます。事前に体調を確認した上で訪問を行ってございますが、その際に、手袋、フェースシールドも持っていますが、どういたしましよかと確認の上、もしご心配の方であれば、装着をした上で対面での対応とさせて

いただいております。こういったことが現在の感染防止対策として福祉課が行っているところでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。

高齢者福祉施設というのは、利用者の入浴、食事、おむつ替え、本当に3密の避けられない仕事だと思います。今課長答弁のように、これでもかという対策、普通であればマスクとか手袋ぐらいでいいのかなとは思いますが、フェースシールド、ただこれもやはり利用者にとって大変不愉快を与えるものではあってならないと、まして要介護状態の人なんかはよそに行ってうつってくるというよりは外部からうつされるということのリスクのほうが高いと思うのです。そういったことを考えれば、やはり訪問介護だったり、今までは自粛だったのですけれども、これからは6月から訪問介護も開始ということで、やはりこのうつしてはならないということを肝に銘じ、今課長がおっしゃったような対策、これをやっていただきたい、そのようにお願いします。

その次に、町立のとみおか診療所では、発熱、体調が悪いという患者はどのように対応されてきたか答弁をお願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問にお答えいたします。

町立診療所におきましては、施設の造りが感染症等に対応できるものになっておりませんので、まずは電話連絡または来所されました患者に感染が疑われるような状況がある場合につきましては、こちらの診療所では対応ができない部分がございますので、診療所の対応といたしましてはふたば医療センターにご連絡をしてくださいというようなお話をしているということを知っておりますが、基本的には感染が疑われる患者につきましては、まずはご本人で帰国者・接触者相談センターにご連絡をいただいて、こういった指示をいただいて、その上で診察をしていただくということが基本であると考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 新型コロナってだんだん、だんだんと新しい知見が出てきまして、無症状の陽性患者からも接触感染をします。ですから、例えば全ての患者が私は新型コロナかなと思っているわけではないので、あらかじめ電話で私は新型コロナウイルスかなという人ではなくて、風邪ぐらいでも、やはり新型コロナの可能性があるので、医療従事者には徹底した感染症対策、これを取ってもらいたいと。先ほどの町長からの報告でも、業者には資材の提供、そういったもので万全を尽くしているということなものですから、やはり徹底した感染症対策をやってください。お願いします。

その次に、学校関係、ちょっとお尋ねします。町立の富岡校、三春校、認定こども園、こういった

ところではどのような対策をされましたか。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） では、お答えいたします。

学校では、まず子供たちに感染させないという観点から、あともう一つ今学校で行っていることは、これからも新型コロナウイルスと共存していかなければならないという、そういう危機感を持って、新しい生活様式について指導してもらっていると同時に、あと園、学校、並びに家庭、実践への協力を依頼しているところであります。これからは熱中症関係も大変になってきますので、体育の運動につきましても、必要に応じてマスクを外す等の対応を取ってまいりたいと思っております。また、運動のやり方についてもこれから考えていきます。密集するような運動は避ける、それから会話もなるべく控えるということを考えております。

あともう一つ、これから夏になりまして、プールの授業が入ってまいりますけれども、これにつきましては、水泳については水中感染のリスクは低いとの見解がありますので、ほかの運動と同様に密集しないなどの感染症対策を講じて行うとともに、あと一番問題なのは更衣室の使い方、それからタオルやゴーグルの貸し借りはしないなどの対策を取っております。そういう感じで感染症防止対策について行ってまいりました。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 全国一律の一斉休校だったり、学校の再開、こういったことについてなのですが、富岡町立の場合には、園児、児童生徒数が少ないですね。それで、教室内においても一定の距離、これは保たれると思うのです。教壇と、例えば子供の間には飛沫防止のガード、こういったものも多分教室が広いのであれば、離せば必要ないのかなって思うのです。そういったことを考えた場合に分散登校も必要ないと。そうすると、第2波、第3波、これは今までの知見を、第1波のときの知見を最大限生かすとすれば、その全国一律とか、そういったものにあまりとらわれなくて、富岡独自の対策を取るべきではないかなと。さっき教育長が言ったように、共存なのです。やはりあまり必要以上に恐れる必要はなくて、恐れなくてどうやってうまく付き合っていくか、そこにあるのかなと思うので、町独自の県の指示とか、国の一斉とかにとらわれなくて、そういった考えあるかどうか、教育長、お願いします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） これまで県並びに国の対応に準じた形で行ってまいりましたが、国、県の方針は富岡町教育委員会で策定していた方針とほぼ同様のものであります。したがって、今後切迫状況にある場合には、感染防止のために、県、国の方針を持たなくても、独自に富岡町教育委員会として対応できるものと考えております。ですので、一斉休校ということは考えずに、独自の判断で行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほども申しましたけれども、あと例えば子供にとって、運動会だったり、遠足だったり、自分が子供時代、学校時代の思い出になるのです。このコロナのために全部その思い出がなくなってしまったと、そういったことでは、やはり子供時代思い出がないかわいそうな子供になってしまいますので、その辺は、先ほども申しましたけれども、各種イベントなんかは感染リスクがあるから、実施しないではなくて、感染リスクをうまくコントロールしながら実施する方向で考えていくと、そういうような考えの下にやってほしいと思います。

それと、在宅学習支援端末購入ということで、今定例議会に補正予算が組まれています。オンライン授業というのは学校に登校できなくて、家庭、自宅での学習ということですが、先ほどの教育長の答弁のように、私は自宅学習というのは最終手段だと思うのです。やはりできるだけ学校に登校していただいて、うまくコントロールしながら授業をする、そういう考え、教育長ありますか。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） では、お答えいたします。

まず、オンライン授業ですけれども、富岡町としましては、学校再開から2年間テレビ会議室も使ったライブ授業を行ってまいりました。そのノウハウを使えば、いつでもオンライン授業は可能であります。ただ、感染症を正しく恐れるという観点から、やはり学校は、学校に来て、対面で先生と接し、子供と接して教育をするということがとても大事な場になってまいります。したがって、それを大事にしながら感染症防止を対策を万全にしながら授業を行ってまいりたいと思っています。万が一感染者が発生しまして、学校が臨時休校になってしまった場合には、このオンラインを使つての授業を行ってまいりたいと思っております。ただ、その中でも授業を充実させるということも大事なのですけれども、このオンライン授業の目的は、学びの保障プラス心のケア、それでこのオンライン授業というものを使つてまいりたいと思っております。毎朝子供と先生が画面を通して、おはよう、元気、今何やっていますかと、そういうところから始まって、心のケアにも使えるようにオンライン授業は進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 教育長、先ほど教育長の答弁の中で熱中症という言葉が出てきました。やはり新型コロナと熱中症と、本当に見えない敵が2つありますので、できれば植物なんかの、つる系の植物、アサガオだったり、そういったもので日影をつくりながら、窓を換気して、そういったことで熱中症とコロナ対策を取りながら、恐れなくて、うまく付き合っていきながら子供を守ってください。

次に、さくらモールとみおかについて質問させてください。共用部、出入り口のドアだったり、テーブル、椅子、トイレ等における除菌対策は指定管理者との間でどのように行われているかについて

答弁をお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、お答えいたします。

さくらモールとみおかにおきましては、指定管理者のほうで共用部のほうの対策としまして、実施していることを申し上げます。まず、出入口の消毒液の設置であります。また、飲食スペースのほうのテーブル、机につきましては、間引きをさせていただいております。また、1日の定期的な清掃時、清掃員の清掃ですが、そちらのときに手すり等の消毒、テーブルの消毒等を実施しております。また、今年より常駐しております警備員のほうが巡回をしておりますので、その巡回の際に手すり等の消毒作業ということで実施をしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 飲食スペースを間引きしているとか、あとは例えば清掃時に清掃している、これはやらないよりはやったほうがいいのかと思うのですが、新型コロナに関しての知見から見て、例えば清掃時に消毒していると。それは何時間置きにやっているかとか、あと例えば都市部の飲食店、再開した飲食店なんかは1人のお客さんが立ったら、専門の消毒のおばさんが来て、ぱっと拭いてくれるのです。だから、1時間に1回とか、2時間に1回ではないのです。お客さんが1組入れ替わる前にもう除菌してしまうのです。それくらいの、例えば体制でやらなければ、先ほど町長が言ったように、これから県をまたいだ移動がどんどん、あした、あさってかな、6月19日からかな、また再開されますので、そういったときにさくらモールがクラスター発生してしまったら、富岡の経済はもう全滅になってしまいます。買物に行くところなくなってしまいます。だから、当たり前な除菌対策ではなくて、ワンランク上の除菌対策をすべきだと思うのですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、清掃の回数のほう回答させていただきます。清掃員の回数につきましては、1日3回を行っております。警備員の巡回ですが、こちらは1時間に1回の巡回ということになります。飲食店等でお客さんがお食事等終わった後にそれぞれ消毒を実施するということですが、現在清掃員のほう1日3回ということで行っておりますので、特に昼食時、混み合っているときには清掃は控えるというか、そちらではやっておりません。朝まず出勤してやらせていただいて、その後お昼過ぎてからということの形になります。今町のほうとして対策として考えているのは、抗菌性のおしぼりをそれぞれお客様にお配りをして、お客様に食事が終わった後にテーブルを拭いていただくような対策ができないかということで、今指定管理者のほうとはちょっと調整をさせていただいております。まず、定期的に店長会議等も行っておりますので、その中で各店長のほうからの意見を聞きながら、町のほ

うとして対策のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） いろいろ考えておられるようですけれども、私もちょっと間隔が遠いのかなと、もっと密にと思ったのですが、今その抗菌性のおしぼりということで、スポーツクラブなんかにはアルコール性のぬれティッシュみたいなものあるのです。自分が機械を使う前にやったり、機械を使い終わったら、またやったり、使い捨てなのですからけれども、そういうものもありますので、ひとつ参考にしながら、利用者が自らテーブルを拭くとか、そういうような習慣があってもいいのかなと思うので、ひとつ参考に指定管理者とお話ししてください。

それと、あと次に、避難関係について。第2波、第3波と、台風、大雨などの自然災害が同時に発生した場合の避難所の在り方について、今から対策を想定されているか。また、防災備蓄倉庫も有効に活用すべきでないかと思うのですが、どのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

現在避難所として開設を予定しているところというのが、これまでのような人数の収容というのはやはり当然不可能であると考えておまして、そのあたりにつきましては、しっかりと収容人数というものをきちんと避難場所ごとに割り出しまして、その収容人数を確保する。また、熱があるとかの自覚症状があるという方につきましては、あらかじめその人専用の部屋というものを準備をして、一般の方とはちょっと隔離したような形での避難所の運営というのを考えるということで、今検討を進めておるところでございます。これから梅雨のシーズン、台風シーズン等もございまして、そのあたりに向けて、しっかりと固めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 去年の台風19号、このときは町内で避難された方何名おられましたか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

ただいま詳しい資料、ちょっと手元にはございませんが、トータルで100名前後だったということでございます。詳しい数字はまだ今持ち合わせておりません。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 大体で結構だったのです。結局飛沫というのは床に飛び散ったりするものですから、最近段ボールベッドが有効だとか、そういったのも出ていますので、やはり去年の台風19号、ああいった自然災害というのは何十年に1回と言われていまして、その辺を基準にしながら、体育館で済まなければ、例えば一小とか二小の体育館だったり、いろいろ場所は富岡の場合はキープでき

ますので、その間隔はキープできますから、あとはいろんなものを利用しながらやられればと思いますので、あとは体調不良の方を発見するために、出入り口で体温測定だったり、問診だったり、そういったものをやりながら、体調の悪い人の中に新型コロナの方がいないとは思いますが、万一を想定しながら避難を誘導してください。

次に、また質問移ります。今までどのような対策を取られたかということを中心に来ましたが、これからは最悪を想定した質問、第2波、第3波に関してなのですが、質問させていただきます。町内において体調を崩し、新型コロナ感染を心配される方が取るべき行動についてお尋ねします。相双保健所の帰国者・接触者相談センターの連絡先が携帯電話になっております。保健所はどこにあり、何名が在籍し、双葉郡担当者はいるのか、PCR検査はそで行えるのか、それについて分かる範囲でお答えください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

申し訳ございません。保健所の体制、職員が何人いて、どの程度のものができるのかというものは申し訳ございません。把握をしておりませんので、申し訳ありません。

ご質問にありましたPCR検査につきましては、保健所において行っているということではなく、保健所、帰国者・接触者相談センターのほうで問診を行った上で必要だと判断したときに専門の外来のほうに誘導するということになっております。ですので、県としてはどこでPCR検査をやっているかというような公表をしておりませんので、町としてもどこの医療機関、またはどこの検査機関でやっているということは把握はしておりません。いずれにしても、保健所がセンターのほうに連絡をして、その指示によってできるところを紹介していただくというふうな形になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 市町村には新型コロナのコールセンターというか、こういった場合はここに電話してくださいとか、そういうふうな担当の窓口ありますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

町としてコロナに関する相談を受け付ける電話番号、コールセンターがあるかというご質問については、町としては特に設置をしておりません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ぜひ何が何だか分からなくて帰国者・接触者外来といってもぴんとこないものがありますので、簡単な案内、こちらに電話をかけ直してくださいとか、そのくらいの案内はできるようにしておいてください。

あと、双葉郡から最も近くにあるいわき市なんかでは、内郷のいわき市保健福祉センター敷地内にあるのですけれども、ここではいわき市に居住、通勤する人で予約制。南相馬市でも南相馬市立総合病院駐車場内にあり、南相馬に居住、通勤する人で予約制。双葉郡はいわきも南相馬でもPCR検査やってもらえないのです。双葉郡はちょっと過疎地になっているのですが、これでいいのですか。安心して富岡町に、双葉郡に住めますか。その辺はどう考えますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいま議員からご指摘がありましたいわき市または南相馬市の体制に比較して双葉郡がどうかというところでございますが、安心できるかということでの質問ですが、比較をすると、確かに脆弱な部分はあるのではないかと印象としては受けております。なお、これ町としてどうこうということではありませんので、福島県のほうで今後対策を進めていく部分もあるのかと思っております。県としては、相双地区に限らず県内6地区に対して補正予算によってPCR検査ができる医療機関を設けるというふうな方針を出しておりますので、そちらの対応を今後確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町ではなくて、県だよという、今答弁ありましたけれども、医療崩壊を防ぐために医療体制の充実が叫ばれています。この地域では、町長答弁のときのように、第一原発、第二原発の廃炉に携わる作業員、その他にも建物の解体、除染、中間貯蔵で働く方が県外からたくさん入ってきております。県をまたいだ移動が数多く見受けられますが、県では5月17日まで感染症拡大を防ぐため、発熱外来と一般外来を区別して診療する発熱外来を5市町村7か所に設置し、このほかにも2市2か所で準備が進んでいますが、この中にも双葉郡は入っていないのです。そこで、私提案したいのですけれども、発熱外来をふたば医療センターに設置するように県のほうに働きかけてもらいたい。このことを提案したいと思うのですが、副町長、高橋副町長、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 安藤議員の再質問にお答えいたします。

今ご提案がございました発熱外来、県内各所、それも郡部単位なかなかないところがあるというふうなご指摘かと思えます。当該地域にこれらのものがあるということは当然ながら作業されている方々、それから当然ながら住民の方々にも安心、安全につながるものと思えますので、関係する、窓口となるのはまず相双保健所になるかと思えますが、しっかりとただいまのご要望については受け止めて、話をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。

やはり県のほうでも濃厚接触者全員PCR検査を行うとか、無症状者も対象にして体制を強化を急ぎ、1日最大570人とすると、新聞を見ると、何だ前に進んだなというふうに見えるのだけれども、細かいところを読んでいくと、双葉郡は全然該当していないの。中通りはかなりやってくれる箇所はあるのだけれども、その辺がちょっと情けないなと思ひまして、本当に発電所構内とか、そういったところでクラスターが発生したらば、双葉郡に今いる1,400名、こういった方々はさくらモールでも買物できなくなってしまうし、医療機関も崩壊してしまいますので、ぜひふたば医療センターは発熱外来ができる、PCR検査ができると、そういうふうな医療機関にしてください。

その次に、PCR検査を行える医療機関になってもらうことは大変重要ではあるのですが、検査結果で陽性が判明した場合の罹患者の隔離及び陰性で症状のない方、家族とか職場の同僚とか、こういった濃厚接触者への対応と、町との関わり合い、県と町の作業の分担、こういったものはどのようになっていますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

PCR検査の結果、陽性となった方、もしくはその濃厚接触者等の対応につきましては、福島県が行うこととなっております。町として直接関わる部分については、現段階ではないということになっておりますが、今後例えば感染者が多くなってきた場合に県で対応できない部分については町がサポートするようなことは今後想定はされると思っておりますので、そういったことには備えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 県がやることだということで、町としてはあまりないよというような発言で、ちょっとそれではどうなのかなと思うのですが、県のほうも県、中核市、保健所、消防本部、こういった4者の間で包括連携協定、こういったものを結びます。ですから、PCRだったり、陽性だったりではなくて、陰性の方でも疑わしいというか、隔離したほうがいいよという人たちに対する対応はふたば医療センターとか県とか町が連携を取りながら、いわきの例えばホテルのほうに搬送できるとか、それは消防にお願いする窓口になるとか、そういうことはきっちりマニュアル化しながらやってください。お願いします。

それでは、これで1番目の質問を終わります、2番目の……

〔何事か言う人あり〕

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件、十分私も理解しております。ただ、これらについては発症した方が当然それらが見つかったときには町が対応するのではなくて、県が保健所を通じてそれをや

るものですから、町がどこの病院に行きなさいとか、そういうことが今できない状況というか、そういうような仕組みになっているのです。

それから、議員もこの辺は十分理解できていると思うのですが、今東京電力、それから大手のゼネコン、これらについては県をまたぐというようなことはこの5月の連休もさせていません。そして、例えば帰ることが必要で、法事とか、不幸とか、そういうことで帰った人は、帰ってきてから2週間はもう仕事ができないような状況で、しっかりと管理されていますから、その辺全く管理がなされていないかのように今お話ありましたけれども、そういうことではございませんので、認識をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ちょっと私と町長と認識が違うのかなと思ったのは、例えば6月19日、あさってから県をまたぐ移動の一斉の解除というものも叫ばれているので、第2波、第3波に向けて、ちょっと大きくなってきたような場合に、やはり町は分かりませんではなくて、ふたば医療センターでこういうふうなことになるから、相双の保健所に連絡を取ってくださいとか、町が主導的ではなくて、案内できるような、このようになっておりますとか、そういうふうなことの役割も町もできてもいいのではないかというような発言だったです。すみません。

2番目に移ります。トリチウムの問題に移ります。処理方法の内容について住民理解は深まっているかとの県内首長アンケートで、町長はどちらとも言えないと回答しております。その発言の根拠について担当課のほうから説明してください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

新聞等のアンケートの調査結果につきましては、やはり国からの徹底した、丁寧な説明がなされていないということもございまして、そういったことを踏まえてどちらとも言えないというふうな回答になったということでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 分かりました。政府小委員会の報告は、政府への答申であり、内容は広く発信するかは政府が判断すべきという町長発言なのですが、やはりこれだけ議会、いろんなところで公聴会を開いたり、議会での説明があつたり、そういうふうにされていますので、町のほうに国から何にも言ってこないのかという考えなのか、町は何か深く精査してあるのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 安藤議員の再質問にお答えいたします。

町は小委員会の報告、2月10日に出されました多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会

報告書、いわゆるALPS処理水の取扱いにつきまして、この報告書の中で技術的観点、風評被害といった社会的観点も含めた報告がなされているということで、国からの報告をまず受けたところでございます。先ほど町長答弁させていただきましたが、4月13日に、町として町の考え方を述べる機会というものが与えられておりました。双葉郡内各首長と同様に、宮本町長からもしっかりとまず風評被害が起きないように万全の対策を取ること、これはどういう意味かと申しますと、もともと風評被害が発生すると見込んで対策を取ると、そうではなく、風評被害を起ささないというふうに対策を取る、これはもう姿勢として全く状況が違いますので、風評被害を出さないという前提の下に国はしっかりとした対策を取ることということを申し述べたところでございます。町は、国からの説明に基づきまして、この段階での町の意見を申し述べておりますので、町としてはこのような対応をしているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 一番冒頭の町長の答弁の中に分かりやすい説明を国はすべきだと。あとは、風評を発生させないような対策を講ずるべきだと。国がやるべきことを強調されていると解釈はしたのですが、政府が行った県内の自治体や業界団体から意見を聞く会において、十分説明が尽くされていないという考えだと思うのですが、私もやはり議会とか漁協とか町とかには説明はされても、やはり国民というか、住民に対してはというところは、まだまだ欠けているのかなとは感じるころなのですが、この流れを見ると、やはり心配なのはこういった公聴会の後に来るのが基本的な方針の決定なのです。基本的な方針の決定をされてから富岡町はこうでしたと、こう思いますと言ってもなかなか国の場合は後戻りしてくれないというのが実態なものですから、その辺も考慮した上で、できれば国は十分な説明をしろとかというのでも並行しながら、町としてはこのように考えますよというものがあってもいいのかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） ご質問ありがとうございます。安藤議員の再質問にお答えいたします。

一部繰り返しになりますが、町としては報告書の説明を受けまして、町の意見を表明する場で宮本町長からご自身の言葉で意見を述べさせていただきました。また、今後は必要な考え方につきまして、要望活動を行っていく考えでもございます。町は今後町単独であったり、それ以外、例えば町村会などの要望の機会があるかと思いますが、この中でしっかりと要望を申し述べたいと考えております。具体的に町としての取組、先ほどまだ議論が深まっていないのではないかとというふうな部分、これは先ほどの答弁と繰り返しになりますが、関係者の意見をしっかりと踏まえて、広く、懇切丁寧な説明に努めることということがまずあります。それに加えまして、現在福島第一原子力発電所のサイトの中に告示濃度比が1を超える、告示濃度が総和が1を超えるタンクもございます。こうしたタンクにつきましては、現状も、例えば漏えいの危険というものもございますし、現状そのまま災害など

で漏えいしてしまうと危険な状態になってしまうものでありますので、早急に処理をするようにということも併せてこれらの要望の中では申し述べていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町の考えはこうであるというものを具体的にお示ししてもらいたいと思うのですが、なかなかそこは出せないようで、残念なのですけれども、3月24日、東京電力からトリチウムを含んだ処理水の処分手順の素案が公表されました。それによると、法に定められた放出の基準値1リットル当たり6万ベクレルを大幅に希釈し、1リットル当たり1,500ベクレル未満にすることで風評被害の抑制につなげたいと。この希釈の考え方をどのように評価されますか。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） ご質問ありがとうございます。安藤議員の再質問にお答えいたします。

東京電力が今ほどありました3月24日に示しました希釈しての処分というところでございます。内容については、私どもも承知をしておるところでございますが、これは仮定の話でございます、国が今後処分、どのような形になるか分かりませんが、処分の方針を固めて、実際に実施をする段階において、しっかり東京電力の資料にも第三者委員会による評価等も踏まえながら、希釈された内容物の検査を行うといった旨も記載もございますけれども、そのような手順についてはしっかり一つ一つ確認をしながら、妥当性については私どももしっかり見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 風評被害対策、環境の影響、こういったものを考えた場合にトリチウムを含む汚染水を約100年以上の長期保管、自然減衰させる、このことによって自然界とかWHOの基準値以下に下げて海洋に放出するという考え方が私は今一番最善の策ではないかなと思われるのですが、先ほどから副町長はこういうふうにしたいとか、するとか、こういう考えはいいなとかというのは全然お示しにならないというか、まだ国が正式に富岡町にこうしたいのですよというのがないから、お答えになっていないのですけれども、私は長期保管という考えなのですが、町は長期保管に関してどのようなお考えありますか。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 安藤議員の再質問にお答えいたします。

安藤議員の雨水と同じレベルまで線量が低減する間、長期保管を行うというようなアイデアにつきまして町はどう考えるかというふうなおただしかと思えます。こちらにつきましては、長期保管の前提となります、十分な面積の敷地が必要かと思えますが、その確保について、町単独でも十分な確認ですとか、検討が行われていないというふうな状況でございますので、賛否を表明する立場にはないと考えております。

なお、今ほど議員のほうからお話をいただいた件につきましては、4月7日、それから6月10日に国が来て説明をした全員協議会の場でご表明いただいているところでございますので、国は方針を決定するに当たりまして、今ほどの安藤議員の投げかけについて、しっかりと、その方法を取る、取らない、取らない場合についてはなぜ取らないのかについてのしっかりと説明が必要であると考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 安倍総理も国会で意思決定まで時間をかけるいとまはそれほどないが、スケジュールありきではないと発言しております。できるだけ速やかに処分方針を決定したいと発言しておりますが、一方で、I A E A及び国際社会の協力を得ながら、科学的知見に基づいた情報を発信、各種支援などを全力で取り組むということを強調しております。こういった発言から読み取れるのは、その次の段階の基本的な方針の決定までスケジュールありきでないと言いながら、やはりある程度のところではやってくると思います。科学的知見を海外のI A E Aに協力してもらいながら、先ほど分かりやすい説明を求めるとか、風評を発生させないための対策を求めるとか、そういったことは海外も利用しながらやってくると思います。後から決まってから富岡町はこういうふうに思いますと言っても遅くなってしまいますので、少しでも町の考え、これを示してもらいたいと思います。なぜかというのは、やはり富岡町は原発の立地町なのです。中通りとか会津とはちょっと違うのです。立地町がどちらとも言えないとか、まだ分からないとか、失礼しました。分からないではなくて、表明できないとかではなくて、やはり駄目なものは駄目、いいものはいいとはっきり物が言えるような状態にあってほしいと思います。そういったことを申し上げ、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時45分まで休議します。

休 議 （午前10時30分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

続いて、4番、渡辺正道君の登壇を許します。

4番、渡辺正道君。

〔4番（渡辺正道君）登壇〕

○4番（渡辺正道君） ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、昨今の新型コロナウイルス感染症に関しては、日々刻々と情勢は変化していますが、国内死

者数900人超、累計感染者数1万7,000人を超え、健康被害だけにとどまらず、経済まで混乱させ、未曾有の被害をもたらしている。幸いにも本町においては感染者は報告されていないものの、現在までの対策、状況を検証し、今後来るであろう第2波、第3波に備えるべきと考え、質問をさせていただきます。

まず、大きな1番、新型コロナウイルス感染症における現在までの影響、対策について。(1)、緊急事態宣言発出下の事業事務の執行において、どのような体制で臨んだのか、現在においての問題点は何か。(2)、中止、延期になった主な事業は何か。それらに対して今後どのような対応を取るのか。

(3)、現在の町内居住者の発熱時の受診、検査体制はどのようになっているのか。(4)、一般町民や児童生徒の感染が明らかになった場合、その家族、職場関係者等に対する不当な差別、偏見に対してどのような対策を考えているのか。

大きな2番、帰町、定住化対策について。(1)、本年3月に報告された住民意向調査の結果を踏まえ、帰町、定住人口増加に向けてどのような施策を考えているのか。(2)、同調査の対象を、各世帯だけではなく、世帯構成人全ての意向も調査すべきと考えるが、町の考えは。(3)、新たな町づくりを推進するため、広く町民から町政に対する建設的な意見、提案を募集するための制度を策定してはどうか。(4)、居住届を提出した世帯を除く、町内居住者を定住化へ進める施策は。

以上、大きく2点、答弁よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルス感染症における現在までの影響、対策について。(1)、緊急事態宣言発出下の事務事業の執行において、どのような体制で臨んだのか、現在においての問題点は何かと、(2)、中止、延期になった主な事業は何か、それらに対し今後どのような対応を取るのかについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

本町では、2月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで17回の対策本部会議において、しっかりと情報や課題の共有を行い、感染症への対応策を決定してまいりました。今後においても、対策本部会議の定期的な開催により、感染症に対する統一的な対応を迅速に決定してまいることといたしますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

事務事業の執行におきましては、4月16日に緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、福島県の取組を参考としつつ、新型コロナウイルス感染症対応の業務継続計画に基づき、4月30日より5月15日の間において、職員の50%を在宅勤務とする取組を行いました。この間においては、非常時優先業務として、感染症に急激に対応するための業務、並びに町民の生活を維持するために中断することができない業務のみに専念することと一部の業務を休止し、縮小いたしました。大きな混

乱は発生せず、また今後の事務事業の進捗に大きな影響を及ぼすことがない業務の状態であると現状を整理するところです。

職員の在宅勤務の実施においては、オンラインでの在宅勤務に対応する環境整備がなされていないことから、事務処理に制限が発生する業務種類もあり、また職員間での業務情報の共有と交換が速やかにできないことからの事務処理速度の低下が報告されております。この感染症については、今後においても感染症の感染拡大に伴い、再度の全国的な緊急事態宣言の発令があるものと考えざるを得ず、このことを視野に入れ、オンラインでの在宅勤務を可能とするよう、環境整備の早急なる検討を指示したところでございます。

なお、感染症の感染拡大状況を鑑み、本年度のこれまでに、桜まつりなどの各種催し事をはじめ、多くの会議等の開催も中止しております。これらの会議等につきましては、資料の送付や電子メールなどでの情報の共有や交換で、会議等の開催目的を一定程度確保できているものと考えるところですが、感染症の感染状況を見定めつつ、今後の必要に応じて会議等の開催や必要な対応を計画してまいりたいと考えているところです。

次に、3、現在の町内居住者の発熱時の受診、検査体制はどのようになっているのかと、(4)、一般町民や児童生徒の感染が明らかになった場合、その家族、職場関係者などに対する不当な差別、偏見に対し、どのような対応を考えているのかにつきまして、関連がありますので、一括してお答えいたします。国や県では、発熱や風邪症状等新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、直接医療機関を受診するのではなく、まずは帰国者・接触者相談センターに相談いただくこと、及びかかりつけ医を受診する際も必ず受診前に連絡することを推奨しております。町といたしましても、同様の取扱いとして広報等で周知しております。

また、感染者の家族や職場関係者などへの不当な差別、偏見等への対策につきましては、感染者が特定されることのないよう個人情報の取扱いに細心の注意を払うことは当然のこと、私からの各種メッセージ等を通じて、そのような不当な取扱いが起きないように、平常よりお願いしているところであります。

なお、この件に関しましても、広報等を通じて引き続き周知、啓発を図ってまいります。

次に、2、帰町、定住対策について。(1)、本年3月に報告された住民意向調査の結果を踏まえ、帰町、定住人口増加に向けてどのような施策を考えているのかについてお答えいたします。帰還困難区域を除き、避難指示が解除されてから満3年が経過した中、町は、暮らしに関わる買物や住まい、医療、福祉、教育、産業など、あらゆる分野における環境を整備し、それらの取組が町内居住者の着実な増加につながっております。一方で、震災及び原発事故と少子高齢化が重なり、住民登録者数は減少傾向が続くとともに、最新の住民意向調査においても、町への帰還意向を示す方が約3割にとどまるなど、今後、町内居住人口も増加傾向から横ばい、または減少していく時期を迎えることが容易に想定され、議員ご指摘のとおり、さらなる人口増を図り、ふるさとを未来につないでいく施策を緊

張感、危機感を持って取り組むことが重要であると認識しております。住民意向調査では、帰還を判断する施策として医療、介護、福祉施設の再開や新設など生活利便性の向上が求められるとともに、町外に避難する多くの町民が町とのつながりの維持を求めており、こうした声に応えるため、介護、福祉施設の充実や子育て支援、継続的な情報提供に取り組むとともに、新たな町民を迎える移住、定住の促進を進めております。また、継続的な情報提供では、広報紙や町ホームページ等を通じて分かりやすく伝わる情報提供に引き続き取り組み、町とのつながりの維持に努めてまいります。加えて、移住、定住の促進では、移住専門誌等を活用した地域の魅力発信と首都圏等での移住相談会への参加や移住を検討する上で必要な情報を一元的に発信するポータルサイトを開設し、移住先として本町を選んでもらえるきっかけづくりに取り組んでまいります。帰町、定住人口の増加は、町が取り組む全ての事業の相乗効果によって実現されるものと考えておりますので、引き続き取り組んでまいります。

次に、(2)、同調査の対象を、各世帯だけでなく世帯構成人全ての意向も調査すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。平成24年度から継続的に実施しております住民意向調査は、町民の皆様のご理解、ご協力の下、震災当時に町内で居住されていた方を対象に調査し、町内の復旧、復興事業や生活支援等の施策検討に活用されております。調査当初は、性別や年齢別の意向を把握することを重視するため、調査対象者を満18歳以上の全住民といたしましたが、世帯内で複数回答することへの負担などのご意見やご要望を受けたことから、翌年度以降、調査対象者を世帯主と変更した経緯があり、当町を含む被災自治体が共通して取り組んでおりますので、ご理解をいただくとともに今後も広くご意見を伺うことを検討しております。

次に、(3)、新たな町づくりを推進するため、広く町民から町政に対する建設的な意見、提案等を募集するための制度を策定してはどうかについてお答えいたします。これまで町では、町政懇談会や行政区長会などを通じて町政に対するご意見を町民の皆様から直接お伺いし、各施策に反映して取り組んでまいりました。議員提案の町づくりに対する意見、提案等の募集制度については、地域づくりに必要とされる広い世代や、あらゆる立場の方々の視点も取り入れるための仕組みづくりと考えております。地域課題に対する住民参加は、社会や地域への興味、関心を高め、その課題を自分のこととして捉え、きっかけづくりになるものと考えますので、他自治体での先進事例を調査、研究しながら、町のスタイルに合った住民参加の方法を検討してまいります。

次に、(4)、居住届を提出した世帯を除く、町内居住者を定住化へ進める施策はについてお答えいたします。町は、町内滞在者の定住化を進めるために、移住、定住施策を継続的に取り組むとともに、町内に居住されている方々の傾向を把握し、定住をさらに推し進める施策の検討を進めております。町内居住届から年齢や性別などを分析しますと、1世帯当たり1.41人、15歳から64歳までの人口は全体の64.7%、女性1人に対する男性の割合は1.77倍と偏りがあるなど、復興を進める町の姿がかいま見えており、今後における町内居住者増を図る上では、性別に関わらず、広い世代の方々が安心して暮らせる機会を創出することが大切であると認識しております。今年3月に策定しました第2次災害

復興後期計画においても、健康、福祉、教育、施策の目標として、年齢や性別を問わず、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる環境を目指すことを掲げ、子育て世代を元気にする地域交流館の整備や趣味や教養を深めるサークル活動の推進に着手するとともに、帰還の判断材料となっている放射線量の低減や除染効果の状況について、正しくお知らせする機会を、国や県、関係機関とともに進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ご答弁ありがとうございました。この議会の仕組み上、前段の7番議員と重複する質問等あると思います。極力こちらのほうで先ほどの答弁を消化した上で質問させていただきますが、重複しているような場合はご理解の上、答弁よろしく願いいたします。

まず、1番の（1）についてですが、おおよそ今の町長答弁の中に窓口業務や諸証明の発行等、比較的対策本部を設置して、半分の在宅勤務を、50%の在宅勤務をした結果、大きな業務の停滞とか、そういうものはなかったというようなお話でしたが、うまく在宅勤務、初めての経験だったと思うのですが、在宅勤務等の様式に関してはどのようにうまく回ったのか、その辺の経緯と内容について、もう一度ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご質問の趣旨は、在宅勤務において職員は在宅でどのような業務ができたのだろうかというところのご質問だというふうに捉えました。まず、在宅勤務につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応する業務継続計画に基づいて、実は業務継続計画の中では事業の仕分をしっかりと、どうしても中止できない業務、それから継続していくことも可能な業務、中止、それから延期すべき業務というような仕分をしまして、それぞれ感染の状況に合わせて段階的に休止だったり、縮小だったりという業務をしていくというのが業務継続計画の中身になっております。今回の在宅勤務につきましては、全国的な緊急事態宣言発令、それから福島県知事から職員から感染者を出さないという強い要請があったということ踏まえて行ったものであります。在宅勤務においては、日々の業務を振り返るということも一つ今後の業務にとって大事なことでありますので、このような振り返りを通常業務の調査、整理を中心に在宅で行っていただいたと。

それから、振り返るという意味でいけば、町づくりやそれから今後の行政の在り方についてのレポートを提出させるなどというような取組もしたところでございます。当然在宅勤務になると、役場庁舎の中に通常の職員の半数程度しかおりませんので、どこかにはしわ寄せは行くことになるのですが、それを防ぐために、職員にしわ寄せが行くのを防ぐために、休止業務、それから延期業務等々の振り分けを、仕分ができたものをしっかりとその段階で休止させていて、在宅勤務に移行したというところでございますので、大きな影響は出なかったと。当然休止した業務については、事業者の方々、もしくは町民の方々に一部ご不便をおかけしたということもありますが、このことについては、感染症

対応のためのことだというふうにご理解をいただくほかないかと思います。先ほど7番議員、安藤議員からお話がありましたが、最悪の状態を想定して最善の対策を考えるべきだと、業務継続計画については、そのような考え方、そのような思想を基につくってであると。でございますので、全ての業務を少ない人数ですという考え方には至らず、職員の感染を防ぐ、それからそこが発信元となって、町内に蔓延するということを防ぐために、接触機会を減らすということで在宅勤務を行う。その際には、ある程度業務を縮小する。休止できるものは休止する。最低限町としてやらなければならない中止のできない業務、窓口の諸証明発行であったり、それから感染症対応だったりというところをしっかりと行っていく。これが基本で在宅勤務が成り立つとお考えをいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。その在宅勤務の内容については理解しました。ただ、各論で分かりやすく聞かせてもらえれば、実際在宅勤務という新しい業態といいますか、勤務形態がつくられるというか、執り行われるようになった場合、実際何度か先ほど50%の在宅勤務、あとは50%は通常勤務ということなのでしょうけれども、実際裏づけとなるようなものに関して、例えばこの時期、前年比、前年月、例えば車を購入するに当たって、印鑑証明が必要であるとか、それが本来不要不急の外出は控えましょうということで、窓口に来ないで電子申請であるとか、住民票の取得に関して、マイナンバーを利用した電子申請であるとか、そういう利用者数が前年比、今月のというのは当然無理でしょうけれども、以前と比べてこのぐらい増えています、こういう状況、いわゆる行政側も町民側も新しい生活様式というものを徐々に慣れていかななくてはいけないなという観点から、その電子申請の通知といいますか、書類等の増減に関してはどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えします。

特に住民課のほうでは、今お話を頂戴しました住民票や印鑑登録の証明書等発行業務がございます。こちらにつきましては、まずなるべく人と人との接触を皆さんに減らしていただきたいという観点から私ども窓口業務を持つ担当課といたしましては、一つとして郵便請求の推奨及びマイナンバーカードによる電子申請の推奨を周知してまいりました。結論といたしまして、件数が例えば昨年と同月比としてどうなのかというご質問がありましたが、統計上、あまり昨年度と変わっていないというのが結果としては出ておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 課長答弁で理解いたしました。

続きまして、3番の発熱時の町内の受診体制についてなのですが、私7番議員の質問と重複すると思うのですが、ちょっと話を整理させてほしいのですが、必ず受診する人は体調の具合が悪くて病院

に行くわけです。ただ、コロナの症状として発熱、発熱と言っていますが、例えばおなかが痛くてもコロナのウイルスのキャリアだったりということも言われているわけで、ちょっと先ほどから言っているように、町民が安心して町立診療所であったり、隣の医療センター、2次診療でしょうから、ダイレクトにということはなかなか難しい部分がありますけれども、もう一度町立診療所の高熱であるとか、一般の受診体制に関して、コロナ前とどのような体制を取っているのか、さっき課長の答弁の中に分かりませんというか、ちょっと特別な施設、大きさとか設備的なものもあるので、特別なというような答弁あったと思うのですが、別に病院が大きい、小さいに関わらず発熱者であるとか、体調不良者に対する受診体制はきちっとやっぱり安価なものでも場所、お金をかけなくてもきちっと対応できるわけで、その辺の医療従事者の現場の今の体制はどのようになっているかというのをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

先ほどの答弁で言葉足らずの部分があったものと思っております。大変失礼いたしました。町立診療所におきましては、まず私どもで確認をさせていただいた中では、先ほどから申し上げているとおり、感染が疑われる方に対しては直接受診をせず別な医療機関を紹介しているというふうな回答をいただきました。その上で、町立診療所としましては、例えば発熱外来のような、敷地外に別、そういった方を誘導して、別に診察をするような施設は設けていないというふうな趣旨で特別な施設を設けていないというふうなお話をさせていただいたところであります。一方、議員ご指摘のとおり、感染が疑われる症状が特に健在していなくても、ウイルスを持っている方というのは当然ながら疑われるところがございますので、そういった方に対してどういった対応をするかというところですが、これにつきましては、通常という用語弊がありますが、マスクであったりとか、消毒であったりとか、そういう範囲ででき得る範囲の感染症対策を行って、患者に対応するというところになるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 時間の関係上ちょっとはしよらせてもらいますが、結果的にやはり町民は具合悪いのだけれども、このコロナ騒動のあったおかげでと、コロナ騒動というか、この新型コロナウイルスが発症してからやっぱり体調の具合もそうですけれども、とにかく気持ちの、メンタル部分での不安というのは大きくなって、病院に行くのにもこの状態で病院を受診していいのだろうか、病院に、医療機関の人たちに迷惑をかけないだろうか、さらに感染者を増やしてしまうのではないかと、そういうメンタルの不安があるのですが、富岡町民に関してはとにかく、ある程度の衛生管理、マスク、消毒、あと事前の連絡等を取って、きちっと今までどおりかかりつけ医であったり、受診して構いませんよというようなきちとしたものがないと、それで2日たち、3日たち、かえって治る病気も手

遅れになってしまったりとか、そういう状況になってしまっても困るので、きちっとやっぱりある程度の、さっきから答弁を聞いていると、PCR検査という話をしていますが、恐らく県は窓口がやる、県内に6か所の検査センターを持っているので、それ公表できないというのは事情があって、公表すれば、そこにちょっと具合悪い人とか大勢押しかけるといことであれなのかもしれませんが、公表はしないのしょうけれども、やはり先ほど来から言っているように、町立診療所で対応もできます。さらにたまたま私昨日医療センターちょっと行って見たのですが、ある程度突発的な発熱であったり、症状であれば、ある程度ではなくて、医療センターのほうも受診可能なわけですから、その辺をきちっと整理して、やっぱり周知していただかないと、何か具合悪いのだけれども、病院にも行けないなどというような状況になってしまいますので、その辺はよろしく願いいたします。

あと、4番に関してです。例えばメンタル、心のケアって、先ほどオンラインで、教育長は、にも気を配りながら児童生徒に対応していくというようなお話がありましたが、個人情報管理だけでも発症者が出た工場であるとか、自宅はどういう状況になっているかというのはご存じだと思うのです。タイバックを着て、出先というか、県の保健所の人たちが来て、消毒をしていく。あれを個人情報を管理しても、誰が見ても、あそこで消毒とかしていたよとか、それはもう分かってしまう。そこは、致し方ないと思います。僕が言っているのは、やっぱりその後の、結局今民度という言葉、この頃日本国のコロナの抑制に民度という自粛要請に関して民度が高い、世界的にも評されている日本人のことですから、いわゆる小さいうちからの子供への教育、分かりやすく言えば、いじめに対する教育であったりとか、新たに今度このコロナが発生した場合、その辺はちょっと私思うところ、やっぱり子供のときから人に対しての接し方、病気に対するきちとした理解、この辺をぜひ、教育長にお話を振ってしまうようですが、お聞かせ願いたいのですが。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） では、お答えいたします。

我々は、9年前に東日本大震災と原子力発電所事故によって、その放射線によって、いわれなき風評被害を受けてまいりました。要するになぜそれが起きたかといいますと、放射線について知識がなかったのです。したがって、我々学校現場としましては、事前授業をととても大事にしております。何をしているかといいますと、新型コロナウイルスについては正しく知ること、そしてその感染防止のための行動の仕方も知ること、そして実践すること、それを教育の力で子供たちに事前学習をさせていきたいと思っております。なおかついわれなき風評被害、偏見、差別は許されないということ、これは我々が経験してきたことですから、そういうことも教訓を生かしながら、子供たちに事前学習として、いじめ、差別、偏見を許さないという教育も人権教育の観点からも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。最善の注意を払って、できる限りの衛生対策を講じて、第2波、第3波への対策をお願いします。

それで、大きな2番、帰町、定住化対策についてですが、まず、1番はある程度理解しましたが、世帯構成にまで幅広くというお話についてですが、まず3月にまとめた意向調査の結果、有効回収率が44%かな。意向調査の回答者の67%が男性で、64%が60代、70代。高齢者というか、いわゆる当然これは世帯主のお答えなのでしょうけれども、まず1つ危惧しているのは、意向であるから、先ほどの町長答弁の中にも、以前はやっていたけれども、皆さんに負担を強いるので、代表者の声だけというような話でしたが、だからといって今後の富岡を憂えると、この分母、Nが少ない状況での偏った、男性とか女性とか、蔑視とか区別しているわけではないのですが、今多様性と言われて、この中で僕、世帯主が男性であると、男性的な意見であるとか、考えというのが反映されてくると思うので、やはり広く女性の意見も取り入れるべきと考えられるのですが、その辺に関しては何か秘策というか、考えはお持ちでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今議員がおっしゃったとおり、平成24年から継続的に進めておりますこの意向調査でございますが、震災後継続して執り行っているのは3自治体でございます。その中の一つが富岡町でございます。当初でございますが、やはり性別、年齢、考え方が異なるということで、取らせていただきました。しかしながら、やはり世帯主の意見が多く、強いような傾向が見受けられる部分が多々ございます。これは、一人一人に書いていただきたいというご協力の下で進めているところでありますが、結果的には家族の中で代表して書いているということも考えられます。全て統計的に捉えるということはさすがに、分母というものを広げるということも趣旨が必要かと思っておりますが、家族の中でよくご相談していただくということも一つかと思っております。また、加えて、一番最後のほうですが、自由記載ということもありまして、そこには世帯主以外の10代からご高齢者の方々の意見が全て記載しており、全て報告書には抜粋して記載してございますが、手元には年間当たり1,000件ぐらいが上がってきてございます。一つ一つ拝聴しながら、そちらのほうの対策について検討を進めているところでございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。私もなるほどなど、ある程度は納得いたしました。ただ、かといって今後また新しい意向調査、今後も継続するのか、どのようになるのか、はっきりしたことは今分からないでしょうけれども、のであれば、やっぱり手法の新たな改善点というのを常に見いだして、調査のほうを実施していただきたいと思えます。

それで、この3番の件に関しては、かつて富岡町の役場の庁舎の中には目安箱というものがあつたはずなのですが、それは今実際どのように機能しているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 大変申し訳ございません。役場再開後って変ですね。ごめんなさい。町内で役場を再開した後においては、目安箱等々設置はしておりません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） なぜ設置しなかったのか、事情もおありなのでしょうけれども、先ほどから続いている話の流れの中で、やはり世帯主の意見であるとか、広く町民に、広く町民にと言いながら、やっぱり女性の意見というのはすごく重要視、子供の意見であったり、されるべきなので、子供が、例えば何か町長こうしてくださいと紙に書いて目安箱に投函というか、することは、これ実際ないと思います。恐らくそして今までの経緯から、利用頻度というものはすごく少なかったのだと。ですから、この目安箱に代わるやはりダイレクトに町長に声が届く、それはもちろん誹謗中傷なんてはあってはならないことで、建設的な意見、こうあってほしい、あああってほしい、ここにこういうものをつくってほしい、今後のことをこういうふうにしてほしい、富岡町は今後どうなるのだろうと、そういうものを広くやはり、今やアナログな手書きではなくても、年代にもよるのです。先ほど町長の町政報告の中にもありました。業務の中でSNSとか、そういうメールであるとか、ファクスであるとか、書面で残せるような形で、広く町民の意見を募るというか、考えをどうしても言いたい。それは、当然あそこに道路が崩れているよとか、それは直接あそこのこの前の水害で道路崩れているよとかいうのは、それは町長にダイレクトに行かなくても、担当課に行けば、それは対応してくれることです。大きく広く、いろいろ政策を語る上で、やっぱり広く町民の考えというのをそういう形でぜひとも拾えるような体制をつくってほしいのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件は十分理解します。本来であれば、ここにいる議員の皆さんは、富岡町に住んでいただいて、そして富岡町の現状というものをしっかりと把握していただきたいというのが私の本音です。そういう中であって、なかなか社会資本のしっかり調ったところにどっぷりつかって生活しているのは富岡町の現状というものが見え隠れするのだと思います。そういう意味では、どうぞ皆さんにも富岡町にお戻りをいただいて、そして富岡町の現状、そして富岡町にはどういったものが必要なのか、町として職員一丸となってこれらに対してはどのようなものが必要で、今後困難区域の拠点と位置づけたところが令和5年の3月の末には解除する見込みですが、その解除に当たってどのようなものが必要かというもの、皆で頭を悩ませているのです。そういう中に、皆さんからそういう提言があれば、町としてもやりやすいということでもありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員からのご意見で、あるいはその仕組み、広く聞く仕組みをしっかりと構築したらいかがかということでございます。手前みそでございますが、これまでの町の広く聞くと

いうことの仕組みだけちょっとお話をさせていただきたいと思います。平成25年から継続的に実施しております、町政懇談会、制限がある中、いろいろと試行錯誤しながらやってきました。平日がいいのか、夜がいいのか、様々繰り返してございます。その中で、広く意見をいただくということであれば、最後に参加者へのアンケート調査を書きいただきまして、それに基づいて意見を返したりという取組をさせていただきました。そのほかにも住民座談会ということで、自治会等のほうも開催させていただきますし、また先ほど議員おっしゃるとおり、女性の意見ということは非常に大事だと思っております。井戸端会議というのもさせていただきました。加えて、現在SNS関係のほうでも随時上がってきているということでもありますし、直近では6月に入って帰還困難区域の除染に関するということもいただきました。また、国際教育研究拠点についてのご意見等もありました。建設的というか、捉えるかというのは別問題として、様々アンテナを張って意見をいただき、その意見に基づいて施策に反映してまいりたいという考えは変わりございません。また、先に同じく避難した自治体であっても、先に戻られた自治体でもかなり勉強させていただくことがあります。27年からその取組について私どもも研究させていただき、現時点でその自治体ではこの取組がベストだという形になっておりますので、町もかなり進化していかなければいけないと思っております。広くご意見を伺うという点については、しっかりこれからも町として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。おおむね今のお話で理解しました。

それで、ちょっと聞き方といいますか、発想を変えて質問させていただきますが、東京大学の梶田真先生という先生が「原子力発電所の立地と地域社会・経済の再編成」という論文を2014年に出しています。それは、難しい話をしようというわけではない。その要約をすると、2011年発災前までに富岡町の人口構造を分析しています。それで、ちょっと簡単に言うと、3つの人口動態というか、構造に分類しているのですが、この丸、1つは在来型という言葉を使っているのですが、ごめんなさい、在来住民って、ちょっと僕この抵抗あるのですが、とにかく在来住民、2番目が原発建設以降に流入、定住した人たち、3番目が流動性の高い短期在住者というような区分をしているのですが、そして震災前の富岡町のほとんどの、6割強近くを占めるのが2番の方々だというような論文なのです。それで、なぜこの話を持ち出したかという、この2番の人たちを、先ほど町長もここに、議員ご自身ここに住んで、現場を見ろというお話、それはごもっともだと。震災前に住んでいた、いわゆる原発建設以降に流入、定住した人たちというのは、意外と職責の関係で県外に行ったりとかやっぱりしてしまっているわけ。そういう人たちが富岡町の震災前の人口の6割、7割を占めていた。やっぱりそういう人たちの意見、ではその人はもう戻らないということなのかもしれませんが、やはりここでもう一度話を整理すると、原発建設と廃炉関係というのは、表裏一体といいますか、産業と考えるなら一つの産業なの。一緒だと思う。その中で、まず1つは、やはり②の長く仕事関係で居住して定住につながった人たち、その中にその人たちの意見をまず1つ広く吸い上げること、あと、3番目の短期の流動性

の高い在住者、流動性の高い短期在住者、この人たちというのは人口的には少ないのですが、やっぱり仕事、職種の関係であちこち東京から出稼ぎに来て、週末は帰る。そういう人たちを定住化へ進める。やはり少ない、今実際現住人口とか、いろいろな言い方されていますが、住民票は移動していないのですけれども、実際ここに住んでいる、そういう人たちを定住化するような施策を、例えばプレミアム商品券、例えばそういうものは町民ではないとなかなか購入できないのでしょうかけれども、町独自で、やっぱりそういう人たちを掘り起こして、発掘して、こういう行政サービスあるのだよということで定住化へつなげる施策、イベントへの招集であるとか、そういうものを何かお考えですかというのが4番目の質問になるのですが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど議員おっしゃられたとおり、この富岡町を題材とする論文が各種出てございます。地理学であったり、社会学であったりしています。全てを把握しているわけではございませんが、私もその論文のほうは拝見させていただきました。確かにこの地域の人口というの、構想から考えれば、今ほど議員おっしゃられたとおりに、建設以降に富岡町に定住された方々がそのままいらっしゃるということがあり、短期は定期点検等々で入ってくるということがあったようでございます。その中で、昨年度ですか、後期計画を策定する際に、やはりそういう方々のご意見等も伺う機会ができました。何があって富岡町ということを決めたのですかという素朴な質問をさせていただいたところ、やはりご近所のコミュニティーという話もございます。また、特にそれは女性のほうが強かったと思っております。やはり新しい土地で自分の生活を築き上げるというのは容易ではないことは私たちも経験してございますが、一つ一つ積み重ねていくということが大事でございますので、その意見をいかに聞いていくかということが大事かと思っております。特にこの間珍しくというのも失礼なのですが、お褒めいただいたことがございまして、富岡町で働くに当たり、子供を見てくれるところがないという話があって、認定こども園のほうご紹介させていただきました。非常にありがたいというふうにお褒めをいただいたこともあります。やはりそういう一つ一つの取組がこれからの定住につながってくるものと考えてございます。また、ちょっと長くなって申し訳ございません。町内で居住届を提出されている方々の年齢や構成をちょっと拝見しました。分析しました。そうしますと、実は20代から25歳代が比較的多く、30代が落ち込む、そしてまた40代後半から同じような年代の人が続いているということが分かってございます。やっぱりご意見の中に婚活という言葉もたまに出てきます。やはりキーワードはそこになってくるのかと思っておりますので、女性が住みやすい富岡町ということもしっかり考えていきたいと思っておりますし、これまで計画でも掲げましたが、生涯学習という部分もしっかり取り組まなければいけないかと思っております。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） プレミアムつき商品券ということでありましたので、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度より町民以外の方ということで、町内に事業所のある、事業所に勤務している方、または住民票がなくても富岡に住んでいる方ということで、昨年度から拡大をして、販売することになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。プレミアム商品券の件に関しても了解しました。

あと、課長答弁の中にあつたのですが、話の流れの中で婚活はさておき、女性というものがキーワードになると思うので、女性を重視しろというわけではないのですが、やっぱりいろいろな形で女性の声を拾うような施策を今後も続けて、展開してほしいと思います。

あと、最後になりますが、ちょうど答弁の中にもあつた国際教育研究拠点構想の話が課長答弁の中にもちょっとあつたのですが、これは定住化と関連するので、ちょっと1つ町長にお聞きしておきたいのですが、もう既に、町民の中にはかなり関心度の高い方は既に新聞紙上でも報告されているとおり、復興庁の有識者委員会の最終素案、国に対する提言がまとまりました。その中には数字的な、それが現実可能な状況かはちょっと定かではありません。教育関係者で五、六百人、それに関連して5,000人規模の人が居住するであろうという話、これはぜひこの富岡においてほかに、表現は悪いのですが、ぜひ本町に誘致してほしいのですが、答弁の中でこれを遡って町長の答弁の中で最後にこの答弁をいただいているのが昨年12月のお話であつたと思います。その時点から状況は変わっているでしょうけれども、要望活動をはじめ、機運の醸成であるとか、受入れ態勢の整備とか、その辺を今現在どのような状態なのか、今後それらに向けて全身全霊、一肌も二肌も、土地も提供するよ俺はというような答弁をされていますが、その気持ちに今現在町長は変わらないのか、さらにまた燃え上がるものがあって、俺に任せておくと、必ずやるから、当然私たちも協力しますから、その辺のお考えに関してお変わりはないのか、ちょっと最後にお答えください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほどの国際教育研究拠点のお話ですが、このイノベーション・コースト構想の一環で、これらのものが国、県で発案されたとき、そのときから私はもう答えは全く変わらずに、富岡町にぜひ誘致したいということであります。ただ、今回600人程度の研究者、そして様々な企業が張りつくと5,000から6,000人ほどということで、私が考えていたような第二中学校の跡地とか、それから多少膨らんでも富岡町のリフレの駐車場に使っていた2ヘクタールの土地ですかね、その辺で間に合うかと考えていたのですが、今県、国の構想ですと、50ヘクタールから60ヘクタール程度の土地が必要だということでありますから、これを何とかクリアするには、それではどこがいいか、またそのためには公共交通との利便性というものが欠かせないとも聞いておりますので、富岡駅を中心としてそれらの広大な土地がどこで確保できるかなんて、今様々頭の中巡らせているところでございます。ただ、いずれにしましても、この国際教育研究拠点、皆さんにもご協力をいただきながら富岡に誘致したいという気持ちには変わりはないので、今後ともどうぞご支援とご協力をお願い

申し上げたいと思います。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 補足をさせていただきます。

今ほど町長申し上げた国、県等からの50、60ヘクタールというふうなお話でございますが、申し訳ございません。これ私どもが事業に対する投資規模から逆に推測をして、想定をして、このような形、将来的な広がりも含めての部分もございますので、当然ながら私どもが手を挙げていくに当たりまして、考えていかなければならないところとしてのマックスの数字というふうにごちらとして捉えているものでございますので、付け加えさせていただきます。

なお、町長を筆頭に国際教育研究拠点を富岡町に誘致すべく、様々活動していくというふうなことにはもう本当に全町一丸となって、これは我々執行部だけではなくて、議員の皆様、それから当然ながら地元の盛り上がり、町民の皆様のご協力も必要かと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。50ヘクタールという数字が今初めて聞きましたので、この数字の上に立ってではなくて、50ヘクタールという数値にとらわれることなく、結局そこに進出を望んでいるといいますか、考えている大学というのは東北大学とか福大とかお茶の水とか筑波とか、こういう大学が来ているわけで、それを1か所に集中しなくても、例えば町長言ったように、リフレの駐車場、いわゆる分散化でも、同じ町内であったり、あと今休みの状態になっている富岡高校の跡地であるとか、結局探せばあるわけで、決してこの50ヘクタールという数字にとらわれて、取りあえずうちは引くみたいなスタンスでは絶対なくて、何とでも集めろということで、絶対当町にこの拠点を持ってくるぐらいの気概は決してトーンダウンしないで、このまま年内にはある程度の場所が、あと規模が決まるということなので、ぜひともその辺の政治活動を含め、熱くこの気持ちを絶やさず、継続して活動していただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

〔2番（佐藤教宏君）登壇〕

○2番（佐藤教宏君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、今後の生涯学習事業についてでございます。富岡町がにぎわいを取り戻し復興していくためには生涯学習を通した生きがいのある町づくりも必要と考えますが、今後の富岡町における生

涯学習事業の展望を伺いたいと思います。

大きい2番、社会体育施設等の充実についてでございます。(1)番、総合スポーツセンター既存施設の設備(野球場のナイター設備設置等)や器具等を充実させることで、利用者が増え、交流人口の増加及び町民の健康増進に寄与し、富岡町の復興の一助となると思いますが、町の考えを伺いたいと思います。(2)、合宿研修を通じて町民の健全な心身の発達と教育文化及びスポーツの振興を図るため、富岡町合宿センター等が設置され、合宿の里とみおかとして町民のみならず、県内外からたくさんの方が利用しておりました。寝食を共にすることで、仲間との連帯感や絆が深まり、人生における価値ある体験ができる施設ですが、合宿センター移転新築についての進捗状況並びに野外活動センターの今後について伺いたいと思います。

以上、大きく2点、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 1時まで休議します。

休 議 (午前11時47分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(高橋 実君) 再開します。

2番、佐藤教宏君の一般質問について教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長(岩崎秀一君)登壇〕

○教育長(岩崎秀一君) 2番、佐藤教宏議員のご質問にお答えいたします。

1、今後の生涯学習事業について。(1)、富岡町がにぎわいを取り戻し、復興していくためには、生涯学習を通じた生きがいのある町づくりも必要と考えるが、今後の富岡町における生涯学習事業の展望を伺いたいについてお答えいたします。生涯学習事業は、豊かで充実した生活のために重要な事業であると認識しており、震災以前におきましては、町民一人一人が町づくりの主役として、自らが考え、自らが行動する町づくりを実現するため的人づくりを生涯学習の理念として、いつでも、どこでも、必要に応じた学習環境の提供に努めながら学習機会を提供してまいりました。震災以降は、文化交流センターの機能回復による各種団体の利用促進をはじめ、大ホールを活用した舞台公演の実施、絵画展や美術展などの展示会の開催、図書館の蔵書の充実や過ごしやすい館内環境の整備などに取り組んでまいりました。また、町内やいわき市等で開催しているノルディックウォーキングなど、町外にお住まいの方にも多数ご参加いただいている体験型の事業を行うことで生涯学習学習機会の提供に努めております。今後は、来年夏の開館を予定しているアーカイブ施設等を効果的に活用した郷土学習講座をはじめ、各種サークルや生涯学習ボランティアの育成支援、関係機関との連携により一人一人が生きがいを持ち、生き生きと暮らせる地域づくりを目指して、生きがいづくり、健康づくり、郷土づくりを柱として、様々な生涯学習事業を展開してまいります。

次に、2、社会体育施設等の充実について、(1)、総合スポーツセンター既存施設の設備、野球場のナイター設備設置等や器具等を充実させることで、利用者が増え、交流人口の増加及び町民の健康増進に寄与し、富岡町の復興の一助となると思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。総合体育館や野球場、ふれあいドームなど、各施設の機能回復工事を行ってきた富岡町総合スポーツセンターは、令和元年度実績で1万5,000人を超える利用をいただいております。交流人口の増加や町民の健康増進は、多様な方々が交流する町づくりにとって大切な要素でありますので、施設ごとの利用状況や器具更新等の必要性を確認の上、利用者のニーズを捉えながら充実した施設環境を目指し、検討を続けてまいります。

次に、(2)、合宿研修を通じて町民の健全な心身の発達と教育文化及びスポーツの振興を図るため、富岡町合宿センター等が設置され、合宿の里とみおかとして町民のみならず県内外からたくさんの方が利用していた。寝食を共にすることで仲間との連帯感や絆が深まり、人生における価値ある体験ができる施設だが、合宿センター移転新築についての進捗状況並びに野外活動センターの今後について伺いたいについてお答えいたします。平成4年に利用を開始した合宿センターにつきましては、震災による被害が甚大であったことから、解体に至りました。町は、合宿利用による交流人口拡大と町内でのスポーツ振興を図るため、総合スポーツセンターや文化交流センターを活用し、町内の民間宿泊施設を利用した団体に1人1泊2,000円の補助金を交付する事業を行っております。昨年度は約1,000名の方々が利用されるなど、好評を得ているところであります。現段階では、合宿利用者数が震災前の水準を見込めないこと、また合宿のスタイルにおいて個室利用が一般的になるなど、合宿施設へのニーズが変化している状況もありますので、建設や維持管理に係る費用を踏まえ、町内への合宿誘致の在り方も含め、合宿センターの再整備について検討を続けているところです。野外活動センターにつきましても同様に被害が甚大であったことから、解体に至っており、施設機能の確保について今後の町の状況等を踏まえた検討を継続するところですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ご答弁ありがとうございます。私の今回の全体の質問の趣旨といたしましては、富岡町ににぎわいを取り戻して、生きがいのある町づくりをしていきたいという思いで今回質問させていただきました。今回の大きな1番の、今後の生涯学習事業の展望についてでございますが、こちらにつきましては富岡町震災以前も生涯学習に随分力を入れていたということは認識しております。改めまして、にぎわいのある富岡町を取り戻すためにはインフラ整備等も必要と考えますが、それに合わせて、先ほど企画課長もおっしゃっていましたが、コミュニティー形成の必要性、そういったもの等々から生涯学習の必要性、そういったものを生涯学習による生きがいのある、魅力ある町

づくりであったり、これからそれらを支えてくれる人づくり、こちらが必要だと思っております。生涯学習につきましては、学校教育、家庭教育、社会教育など、人々が生涯に行うあらゆる学びのことだと私は認識しております。自分の健康について考えたりとか、趣味について深く掘り下げたりとか、そういったものが全て知らず知らずのうちに人は学びをしていると思っております。これらの学びが充実していると、人は生きがいを感じていくと私は思っておりますので、その生きがいを感じられる町にはおのずと人が集まってくるのではないかと思っております。このように富岡町の復興には生涯学習事業の充実、こちらのほう不可欠だと思っております。令和2年度の事業計画を見させていただきました。社会教育委員、こちらを委嘱して社会教育事業の再開について検討されるということで記載されておりました。私も生涯学習を推進していく上で社会教育委員の助言等は必要だと思っております。現在の社会教育委員について状況を教えていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 質問にお答えいたします。

社会教育委員につきましては、震災前までは8名の方々にご協力をいただいていたところでございます。震災後になりましては6名の方々に協力をいただいておりますが、今年度に至っては4名となっておりますところでございます。社会教育委員の方々には社会教育に係る事業の再開に向けた取組を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。生涯学習を推進していく上でそういった経験者であったり、学識経験者であったり、そういった知見を持っておられる方々、こういった方々の意見というのは大変重要かと思っております。確かに避難状況が続いております、8名集めるのは大変かと思いますが、こちらにつきましては、引き続き社会教育委員等委嘱していただいて、生涯学習について議論を深めていただければと思っております。

これに関連してではございませんが、社会教育事業につきましては、現在生涯学習課では社会教育主事、社会教育の専門家が配属されているかと思っております。社会教育委員だけではなくて、そういった社会教育主事、社会教育の専門家とどのような議論をされているのか、今後の富岡町の生涯学習事業について、もし議論されていることがございましたら教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） まず、社会教育委員につきましては、今後も人選とかを考えまして、震災前には戻らない可能性もございますけれども、努力して協力をお願いしてまいりたいと考えます。

社会教育主事につきましては、町全体でも数名の資格を有している者はございますが、教育委員会にも現在は2名の資格者がおります。その中1名は生涯学習課に配属となっているところでございま

す。社会教育委員の協議の上でも社会教育主事は広い視野での企画立案、施策実施には必要なことと考えております。ですが、現在前年度までには施設等の復旧、それから実施している事業等を進めておりました。今現在は今後の社会教育の在り方とか、そういったものを社会教育主事を含め検討してまいるところでございます。なお、人選についても進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。社会教育主事、こちら専門的な方であると認識しております。これから富岡町に人を、交流人口であったり、関係人口であったり、そういったものを増やすのにはそういった方々の力が必要かと思えます。ぜひこちらにつきましても議論を深めていただいて、交流人口であったり、定住人口、富岡町ににぎわいを取り戻していただくようお願いさせていただきます。

続きまして、大きな2番、社会体育施設等の充実について再質問させていただきます。富岡町復興計画、後期にも記載されておりますが、スポーツ施設の活用による交流人口の拡大及びスポーツを通じた健康づくりの推進、こういったものを掲げられております。もちろん富岡町の居住者少ない状況ではございますので、様々なニーズを拾って、今住まれている居住者の方の人数も含めて検討していかなくてはならないというものは理解しますが、もちろん財政的にも新しい施設を建てたりとか、そういったものは難しいかと思っております。そういうところから現在総合スポーツセンター、既存のスポーツ施設がございます。こちらの施設に設備と、例えばなのですけれども、今回出させていただいたのは野球場のナイター設備につきまして出していただいたところではございますが、今回スポーツ財団によります競技団体の調査によりますと、全国の団体競技で登録チーム数が最も多いのは軟式野球、約4万8,000チームで軟式野球ということでございます。次いで、3万4,000チームのバスケット、以下サッカーボール、バレーボールとなっております。これらの競技の中で富岡町のスポーツ施設で昼夜を通して競技ができないのは現在野球だけでございます。軟式野球チームにつきましては、社会人チーム、こういったものが大きな割合を占めているところでございます。練習は、仕事終わりにしか当然できませんので、登録チームが一番多い野球施設について設備を充実させていく、こういったところは交流人口増加にも一役買うと思っております。ただ、もちろん設備には費用もかかりますし、近所のご理解、そういったものも必要かと思えます。しかしながら、今までも役場職員の皆さんの力によりまして、総合グラウンドやサッカー場で使っている多目的広場のナイター設備等設置しているところもございますので、できないことではないかなと思っております。それから、設備の充実以外につきましても施設に置く器具、こういったものをあまり経験ができないような競技の道具などを取り入れるなど、ほかとは違った事業展開もしていただければなと思っております。例えばパラリンピック等日本で行われますが、こういった障がい者スポーツなど、取り入れられるような、体験できるような、そういった事業展開もあるといいのかなと望んでおります。

今回2つの例をお示ししましたが、これら町民の健康増進及び交流人口、関係人口の増、こういったものを富岡町の復興に寄与するものと考えております。この2つの例を聞いていただいた上で、施設整備の充実、器具等の充実を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） ご質問にお答えいたします。

生涯学習でスポーツ施設の施設でございますが、こちらは先ほども出ましたけれども、バスケットボール等なども老朽化が進んでおりまして、前年度においてはこれを、修理が利かないので、処分したというような事実もございまして、そういったものの更新、それから何か必要性が生じているものであれば、購入などを行って、施設の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。それから、野球場の件でございますが、こちらのほうにつきましては、今後合宿の状況であったり、町の野球チームの状況であったり、施設の事業者の状況であったり、そういったところの状況を把握しながら、今後検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。施設だけではなく、事業内容も大事だとは思っておりますが、確かに難しいことであると承知しております。しかしながら、利用者が少ないとか、採算が合わないとか、そういった理由の下やらないとか、そういったふうに決めつけるのは極力少なくしていただきたいと思っております。もちろん財源あってのものでございますので、強くは申し上げられないところではございますが、採算性のことばかりで考えてしまうと、今の富岡町何もなくて何も魅力のないものになってしまいかねない私のほうでは危惧しております。ぜひ生涯学習環境の整備を図っていただきまして、町民の健康増進及び交流人口、関係人口の増加を目指していただければと思っております。

続きまして、合宿センター等の進捗につきまして、こちらですが、現在はスポーツ施設を使っていたところと2,000円の補助をし、民間の宿泊施設に泊まっていただくということでやられているところは承知しております。しかしながら、やっぱり質問にもありますが、合宿研修を通じて町民の健全な心身の発達と教育文化やスポーツ振興を図るためにはこういった体験ができる合宿センター、絆を深めるための合宿センター、こういったものというのは必要なかなと思っております。こちらにつきまして、やはりこの合宿の里づくりされた方は、震災前何年も議論されてつくり上げてきた合宿の里でございます。こちらも震災前と変わらずスポーツを通した富岡町の活性化には必要不可欠かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 合宿センターのことについての質問にお答えいたします。

合宿センターにつきましては、前年度において、前年度から助成金も始まってございまして、前年度においては町内で合宿された、そして助成金を利用された方、団体につきましては、4団体ほどで

ございました。今後建設費、維持管理費等もございますし、このような状況、それから当面の間はその状況等を助成を続けながら、様々な条件を考慮しつつ合宿する団体の状況も見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。震災以前は大学の応援団であったり、バドミントンの子供たちであったり、そういった方々たちが合宿センター利用されていたかと思えます。そういった方たちにも戻ってきていただくためにも、そういった合宿センターの必要性というのは私は感じているところではございます。先ほども申し上げましたが、利用者が少ないとか、利用状況の水準を満たさないとか、そういったことで採算が合わないからということによってしまうと、やはり何も無い、何も魅力のない富岡町、そういうふうになってしまうのかなと思っているところでございます。卵が先か鶏が先かの話になってしまうかもしれませんが、富岡町に居住者が増えることを待っていては、何も事業が展開できないのかなと思っているところでございます。事業再開や施設の再開をそういった町民が戻ってくるのを待ってやっていたのでは遅いと思っております。今の富岡町は施設整備、そういったもの、環境を整えておいて、人が戻ってきていただけるような事業を展開していく必要があるのではないかと私は思っております。そういった部分で事業展開の方法、これから事業を、生涯学習事業を展開していく上でどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 議員おっしゃるとおり、そういった理由、整備に当たっての理由とかも十分に検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私が思うのは生涯学習課が生涯学習をできる場をなくさないように生涯学習の重要性を十分説いていただいて、そういった様々な事業を展開していただきたいなと思っているところでございますが、同じ答弁になってしまうかとは思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 合宿センターに関わらず、グリーンフィールドというところもありましたし、そういったこともやはり目的とか、そういったものを明確に検討しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。震災以前から富岡町は長期総合計画等において生涯学習推進してまいりました。今回出されました富岡町災害復興計画（第二次）後期におきましても、誰もが生きがいを持って暮らせる環境づくりの推進、それからいつでもどこでも誰でも学べる生涯学習環境が整う町づくりを目指すとされております。富岡町に震災前と変わらず再び人が集まり、にぎわい合う町づくりをしていただきたいと思いますと思ひまして、最後お願いしまして、私の一般質問を終了させ

ていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第8、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第10号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第10号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告についてで、令和元年度一般会計予算の継続費のうちから令和2年度へ通次繰越しした内容をご報告申し上げます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、営農再開支援水利施設等保全事業につきましては、継続費の総額6,000万円、令和元年度年割額6,000万円のうち令和元年度に支出済額がなかったことから6,000万円を、第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業につきましては、継続費の総額49億7,853万円、令和元年度予算計上額24億1,437万円に平成30年度からの通次繰越額4億6,518万4,000円を加えた令和元年度の年割額28億7,955万4,000円のうち令和元年度支出済額9億135万2,588円を差し引いた19億7,820万1,412円を、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、太田モニタリング道路整備事業につきましては、継続費の総額3億1,100万円、令和元年度年割額3億1,100万円のうち令和元年度支出済額281万9,300円を差し引いた3億818万700円を、第8款第2項道路橋梁費、事業名、東日本旅客鉄道株式会社負担金につきましては、継続費の総額8億4,307万6,000円、令和元年度年割額8億6万円のうち令和元年度支出済額3億6,180万円を差し引いた4億3,826万円を、第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、富岡町アーカイブ施設整備事業につきましては、継続費の総額19億6,855万3,000円、令和元年度年割額3億8,819万円のうち令和元年度支出済額1億9,824万1,998円を差し引いた1億8,994万8,002円を、また第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設等災害復旧事業につきましては、継続費の総額1億1,000万円、令和元年度年割額5,500万円のうち令和元年度支出済額379万5,000円を差し引いた5,120万500円をそれぞれ令和2年度へ通次繰越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号 令和元年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第11号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第11号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてで、令和元年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費の一部または全部を令和2年度へ繰越しましたことについてご報告を申し上げます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、非課税子育て世帯向け商品券事業150万円、同款同項、事業名、共生型サポート拠点整備事業1,067万円、同款同項、事業名、健康増進センター事業2,000万円、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農地基盤整備対策事業2,312万1,400円、同款同項、事業名、ため池放射性物質対策事業3,816万2,300円、同款第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業1億5,316万5,000円、同款第3項水産業費、事業名、水産業振興事業5,000万円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、工業団地事業1,888万7,000円、また第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業3,236万1,000円、同款同項、事業名、道路新設改良事業4億5,500万4,000円をそれぞれ地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和2年度へ繰越しいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号 令和元年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の佐藤晴美氏が令和2年9月30日をもって任期満了となることから、佐藤恵子氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐藤氏は、昭和30年7月に旧小高町に生まれ、年齢は64歳であります。昭和54年3月に福島県立総合衛生学院を卒業し、同年4月から富岡町役場職員として公衆衛生の専門家である保健師の資格を生かし、平成25年3月までの長きにわたり地域保健行政の最前線でご活躍されました。退職後は行政保健師としての専門性を生かし、富岡町社会福祉協議会生活支援相談員やふくしま心のケアセンター専門員としていわき方部を中心に、様々な悩みを抱える被災者に寄り添い、避難先での生活をせざるを得ない町民への支援にご尽力されました。

このように、佐藤氏は行政保健師としての豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票であります。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件につきましては、適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、議案第39号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、滝沢副町長より発言を求められておりますので、許可します。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 本件につきましては、私自身のことに関わることでございますので、退席させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 滝沢副町長には今お話があったとおり、退席していただきます。

〔副町長（滝沢一美君）退席〕

○議長（高橋 実君） 総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第39号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、副町長の滝沢一美氏が6月19日をもって任期満了となりますので、引き続き滝沢一美を副町長に選任いたしたくご同意をお願いするものであります。

滝沢副町長は、昭和29年6月に本町に生まれ、年齢は65歳であります。昭和49年4月に富岡町役場に入庁し、幅広い職務を歴任され、これまでの豊富な人脈と知識、経験を生かし、東日本大震災発生時には生活環境課長として、また平成23年6月からは総務課長として、地震、津波被害や原発事故による避難対応をはじめ、除染、賠償、町外で生活せざるを得ない町民への支援など、41年の長きにわたり町民に寄り添い、職員としての職務を全うした後、富岡町副町長として私の職務をしっかりと補佐いただくとともに、ふるさと富岡のさらなる生活環境の充実による魅力ある町の創造や、ふるさと富岡の復興と、町民一人一人の心の復興に向けた、的確な職員指導と各種事業の調整をするなど、職務に精励されております。

本町においては、ふるさと富岡のさらなる生活環境の充実、本町の発展を支える産業と交流基盤の再生、発展、町民一人一人の生活再建と、心の復興に向けたつながりの強化など、ふるさとを未来につなげ、将来を切り開くための施策や事業をさらに深め、展開することが必要であり、加えて特定復興再生拠点区域は当然のこと、帰還困難区域全域の再生を加速させなければなりません。また、これまでの本町の魅力や特色、歴史や文化を生かし、町民の地域に対する誇りを醸成する新たな施策や取組も進めてまいらなければなりません。このためにも滝沢副町長には引き続きこれまでの豊富な人脈と知識、経験などを遺憾なく発揮していただき、本町の復興、再生を着実に進め、厳しい状況の打開のために活躍いただきたく提案いたしました次第でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

す。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成 8 票、反対 1 票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○副町長就任挨拶

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました副町長の滝沢一美さんよりご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 2 時 0 7 分）

再 開 （午後 2 時 0 7 分）

〔副町長（滝沢一美君）復席〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

滝沢副町長にご挨拶をいただきます。

滝沢副町長、お願いいたします。

〔副町長（滝沢一美君）登壇〕

○副町長（滝沢一美君） このたびは副町長の任命につき、ご同意いただきましてありがとうございます。町長を補佐し、富岡町の復興、再生、まだまだであります。しっかりと職員とともに汗をかき、皆様のご期待に応えるよう頑張りますので、今後ともひとつご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は議会中の大変貴重な時間をいただきまして、このような機会をいただけたこと、感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2 時 0 9 分）

再 開 （午後 2 時 0 9 分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、議案第40号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第40号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、富沢真澄氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に伏見克彦氏を選任いたしたくご同意をお願いするものであります。

伏見氏は、昭和32年12月に本町に生まれ、年齢は62歳であります。昭和56年3月に法政大学を卒業し、同年4月から富岡町役場の職員として住民課長、総務課長などを歴任され、平成30年4月からは一般社団法人とみおかプラス事務局長として本町の魅力を発信し、町と人とのつながりの仕組みづくりや、ふるさとを未来につなぐ町づくり活動に積極的に取り組むなど、平成31年3月の退職となるまで40年近く多岐にわたりご活躍された方であります。

このように、伏見氏は本町の状況を熟知しており、長年の行政経験と豊富な知識と経験を有した、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票であり、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により本案につきましてはご挨拶を省略させていただきます。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日18日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたしますが、日程第4の請願の付託については産業厚生常任委員会に審査をいただくことになっておりますので、この後第2委員会室において委員会を開催し、審査をお願いいたします。

散会いたします。

散 会 （午後 2時21分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 高 野 匠 美

議 員 遠 藤 一 善

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和2年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和2年6月18日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第41号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第42号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第45号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第46号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第47号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第48号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例について

議案第49号 富岡町児童館条例を廃止する条例について

議案第50号 工事請負契約について

議案第51号 工事請負契約について

議案第52号 工事請負契約について

議案第53号 動産の取得について

議案第54号 工事請負契約の変更について

議案第55号 工事請負契約の変更について

議案第56号 令和2年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第57号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	猪狩力君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君

参 い	事 わ	兼 き	支 所	長	三	瓶	直	人	君
総 主	務 幹	課 兼	長 補	佐	猪	狩	直	恵	君
代 表	監 査	委 員			坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議 事	会 務	事 務	局 長	小	林	元	一
議 席	会 務	事 務	局 長	猪	狩	英	伸
議 席	会 務	事 務	局 任	杉	本	亜	季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤 正純 君

8番 宇佐神 幸一 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第41号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) おはようございます。議案第41号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へ名称が改正されたことにより、条例で引用する法律の名称及び引用条項の改正を行うものでございます。

議案第41号別紙資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第6条第2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、括弧書き中、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、それぞれ改めるもので、

また法の改正により引用条項を第3条第1項から第6条第1項に改正するものでございます。第10条においては、第2号中、「情報通信技術利用法第4条第1項」及び「同項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」及び「情報通信技術活用法第6条第1項」と改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、議案第42号 富岡町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅な減収となった納税者に対し特例措置を講ずるもので、無担保、延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例や、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等が主な改正内容となっております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。議案第42号別紙資料、富岡町税条例新旧対照表（第1条関係）2ページから3ページを御覧ください。第142条第1項第3号は、スポーツ基本法の改正に伴い、国民体育大会の名称を国民スポーツ大会に変更するものです。附則第10条の2、19は、中段括弧書き中、記載のとおり文言を追加するものであり、同22は生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例に関して、記載のとおり条文を新設するものであります。第15条の2は、軽減期間の延長に伴い、条文中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改めるものです。第24条は、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例に係る手続等についての条文を、記載のとおり新設するものであります。

次に、新旧対照表4ページから5ページ、「(第2条関係)」を御覧ください。第10条の2の22は、法律の改正に伴う条ずれの修正であります。第25条は新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する条文を、第26条は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する条文を、それぞれ記載のとおり新設するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第43号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行例の改正及び本年度の国民健康保険税の税率変更と課税額算定を行うため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としては、地方税法施行例の改正に伴う医療保険の負担について、負担能力に応じた公平性の観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が医療一般分で61万円から63万円に、介護納付分で16万円から17万円に、それぞれ改められます。また、低所得者に対する減額の対象となる所得基準についても、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が51万円から52万円に、それぞれ引き上げられる改正となっております。

次に、国保税の税率等課税額算定の改正については、令和2年度の国民健康保険税を算出するに当たり、対前年度比での保険税の必要額の減額幅に比して被保険者の総所得である所得割課税基準額の減額幅が大きいことから、令和2年度の保険税率等は医療一般分及び介護納付分については引き上げ、後期支援分については据置きとなる改正内容となっております。

それでは、議案第43号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。資料6 ページから7 ページを御覧ください。本則第2条、課税額の改正については、同条第2項において医療一般分の基礎課税額の限度額を61万円から63万円に引き上げ、第4項において介護納付分の限度額を16万円から17万円に引き上げるものです。第3条から第5条の2にかけては医療一般分に係る改正であり、第3条は所得割額算定率100分の6.89を100分の7.28に、第5条は均等割額2万8,400円を3万円に改め、第5条の2は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割1万9,600円を2万円に、特定世帯の世帯割9,800円を1万円に、特定継続世帯の世帯割1万4,000円を1万5,000円に、それぞれ改めるものであります。第8条から第9条の3にかけては介護納付分に係る改正であり、第8条は所得割額算定率100分の2.49を100分の2.85に、第9条の2は均等割額1万200円を1万400円に、第9条の3は平等割額6,800円を7,000円にそれぞれ改めるものであります。

8 ページから9 ページを御覧ください。第23条は国民健康保険税の軽減世帯に係る規定であり、第1項においては基礎課税額の限度額を医療一般分で61万円から63万円に、介護納付分で16万円を17万円に改めるものです。同条第1項第1号は7割軽減の減額対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、アからカまで記載のとおり改めるものであります。同条同項第2号は5割軽減の減額対象世帯に係る改正で、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額28万円を28万5,000円に改め、均等割額及び平等割額の金額についてはアからカまで記載のとおり改めるものであります。

9 ページから11ページを御覧ください。同条同項第3号については2割軽減の減額対象世帯に係る改正で、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額51万円を52万円に改め、均等割額

及び平等割額の金額についてはアからカまで記載のとおり改めるものであります。附則4及び5は、租税特別措置法の改正に伴う対応条項の追加です。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については本年4月1日からとして遡及適用するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、表の内容の朗読を省略してください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を住民課長に求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第44号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成27年10月5日に施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、国民一人一人に個人番号が付番されるようになりました。以降、付番された個人番号は、紙製の通知カードにより本人へ通知をしておりました。この通知カードは、令和2年5月25日に施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正において廃止となり、以降付番された個人番号は個人番号通知書により本人へ通知することとなりました。これに伴い、通知カードの再交付については必要がなくなることから、富岡町手数料条例第2条第1

項別表に定めた通知カード再交付に係る手数料を削除するものでございます。

それでは、議案第44号別紙資料、富岡町手数料条例新旧対照表の18ページを御覧いただきたいと思っております。右側、現行24、通知カード再発行手数料を削除し、25を24へ、26を25へと、以降の番号を1つずつ繰り上げるものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 議案第45号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

本条例は、上位法である介護保険法施行令の改正により、低所得者に対する保険料の減額率が拡大されたために、介護保険法施行令第38条第1項第1号から第3号に規定されている方に対する保険料をそれぞれ減額する改正内容となっております。

議案第45号別紙資料22ページ、富岡町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。軽減の対象となる介護保険料の金額が確定したことから、第14条第2項から第4項に規定している「令和元年度及び令和2年度の各年度」をそれぞれ「令和元年度」に改め、23ページに移りますが、令和2年度の軽減後の金額につきましては、第14条第5項において、第1項第1号に掲げる第1号被保険者の令和2年度

の保険料を2万7,000円とする規定を加えております。

次に、第6項において、第1項第2号に掲げる第1号被保険者の令和2年度の保険料率について第5項を準用することとし、軽減後の金額を2万7,000円を4万5,000円とする読替規定を加えております。

次に、第7項において、第1項第3号に掲げる第1号被保険者の令和2年度の保険料率についても第5項を準用することとし、軽減後の金額2万7,000円を6万3,000円とする読替規定を加えております。

附則において、施行期日を公布の日からとしており、改正後の富岡町介護保険条例第14条第5項の規定は令和2年度から適用し、令和2年度以前については従前の例とする経過措置規定を設けております。

以上が本条例の概要でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 議案第46号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

本条例の上位法であります介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことにより、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の登録定員及び利用定員を増員とする改正内容となっております。

議案第46号別紙資料24ページから、富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。第44条第10項につきましては、介護保険法の改正に伴う引用条文の修正のため、「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改めるものです。

次に、24ページから25ページにかけての記載となりますが、第47条第1項において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員25人を29人に改め、第47条第2項第1号において、登録定員が増員となったことから、「15人」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に登録定員26人または27人は利用定員16人、登録定員28人は利用定員17人、登録定員29人は利用定員18人とする表を加えたものです。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第47号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、労働者が感染した場合または感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することが感染拡大防止のためには重要であるとの観点から、該当する被保険者に傷病手当金を支給するために所要の改正をするものであります。傷病手当金は、被保険者が疾病等により就業できない場合に、療養中の生活保障として、加入する健康保険の保険者から給付されるものであり、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、同ウイルスの影響により就業ができなくなった方に対し、国民健康保険の保険者が支給した傷病手当金について財源措置する旨、国より通知が出されたことから、該当する被保険者に対し傷病手当金を支給できるよう条例改正を行うものであり、さきの臨時議会において後期高齢者医療保険の傷病手当金の支給について条例改正を行ったものと同様の趣旨であります。

それでは、富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、資料26ページ、議案第47号別紙資料、新旧対照表によりご説明いたします。26ページから27ページにつきまして、制定附則において第1項の後に見出しとして、「(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)」を加えるとともに、次のとおり第2項から第5項を新たに加えることとし、第2項において、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを規定しております。

第3項においては、傷病手当金の額について、直近3か月の給与等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額とし、ただし書においてその上限額を標準報酬月額の高等級の額の30分の1に相当する額の3分の2とする旨規定しております。また、第4項において、その支給期間を「支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする」としてあります。

第5項においては、新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われる場合にも雇用主から給与等を受け取ることができる者について、受け取ることができる期間は傷病手当金を支給しないものとするとともに、ただし書において、その受け取ることができる額が傷病手当金を下回る場合は差額を支給する旨規定しております。

以上が本改正条例の内容であり、改正附則において本改正条例の施行日を公布の日とするとともに、令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に支給を始めた場合に適用する旨規定しております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第48号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、今般問題となっております新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少している事業者への支援を行うため、貸付対象事業に危機関連貸付事業を新たに追加し、全国規模の経済危機や大規模災害発生時の事業継続に要する運転資金として500万円を限度として無利子での貸付けをできるようにするものであります。

それでは、議案第48号別紙資料、富岡町産業振興貸付金条例新旧対照表を御覧ください。資料28ページとなります。まず、本則2条、貸付対象の資格要件を、町内に住所を有する個人及び団体から、項立てとしまして（1）の町内に住所を有する個人から（4）の町内に事業所または店舗を有する中

小企業及び個人事業主に改め、第4条、貸付期間を7年から10年に、第6条、連帯保証人の要件として「町内に3年以上引き続き居住していること」を「町内に住民登録があること」に、第9条、償還期間7年以内を10年以内に改め、第3条関係別表中、貸付対象事業に新たに4番としまして危機関連貸付事業を追加するものです。

なお、本条例の附則といたしまして、本条例の施行期日を公布の日からと定めるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 新型コロナウイルス等で事業継続が厳しい状況が生まれてきている事業主も多くいるかと思うのですが、こういう貸付金ができるということは全く富岡町にとってもプラスなのかなと思います。ただ、貸すことはいいのですが、後での返済が一番肝心なのかなと思います。

それで、この条例なんか見ますと、連帯保証人になれる方は町内に居住する人とかといろいろありますが、最終的にはどの程度で貸すのか、連帯保証人がそれなりの支払い能力なくてもいいのか、また事業主が借りる場合に事業が継続するに難しいという場合には、結構そういう保証できるものがなくて借りるのかなと思うのですが、その辺の裏づけはどう考えているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、連帯保証人の要件でございますが、こちらにつきましては、今回改正をします町内に住民登録があること、また一定の職業を有しておりまして、独立生計を営む世帯主というところもあります。また、町税の保証額、税金ですが、こちらが100分の1以上納税している方ということで設けております。また、貸付けにつきましては、事業者の経営能力等も十分審査した上で貸付けを行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。要は、この要綱を見ますと、銀行でも借りられるような状況なのかなと。ただ、この貸付金は金利がつかないということで、かなり有利な貸付けになるのかなと思うのですが、その辺の捉え方、会社をやっていて、会社を経営するのが難しくなってきたときにどこに頼るかということで、すばらしい貸付金だと思うのですが、やっぱりきちっと取れるような形を、返済可能なような形にしておかないと町の財政が逼迫していきますので、その辺を十分要綱の中にもう少し詳しく入れたほうがいいのかと思うのですが。要は500万円を貸し付けるとすれば、それだけの担保物件を有する者が連帯保証人になれるよというふうなことをきちっとうたわないと、なかなか難しいのかなと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

確かにしっかりと審査等をしまして貸付けをしないと、返済が返してもらえないということになります。こちらにつきましては、基本的に貸付けの審査委員会の審査もありますが、その前にまず町として、申請時にしっかりと返済能力があるかというところをまず確認をさせていただいて、貸付けを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町は金融機関でないので、例えば回収の技術というか、貸し付けるときの保証人もそうなのですけれども、これ最終的に貸倒れになったような場合に、回収できなくなった場合に、まるっきりもう損金として町がかぶってしまうのか、それとも何か国からそういった回収できなかった分は補填されるのか、その辺はどうなっているのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在の条例によりますと、基本的には国からの補填というものはございません。ということで、返済が滞りますと、町の持ち出しということになってしまいますので、繰り返しになりますが、そちらにつきましてはやはり企業の経営状況等々を見まして貸付けを行っていくということになります。また、保証人についても、ある程度能力のある方ということで町では判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 富岡町産業振興貸付金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 富岡町児童館条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第49号 富岡町児童館条例を廃止する条例についての内容を説明いたします。

本条例は、地方自治法及び児童福祉法の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて健康の増進や情操を豊かにする施設として児童館を設置することを目的に昭和47年に制定されました。本町では3つの児童館があり、多くの児童が利用しておりましたが、児童数が減少し、現在は学校において放課後の子供の生活の場、遊びの場を提供できており、児童館そのものも震災による被害及び長期間未使用による施設の劣化により解体したことから、児童館としての用途の廃止、条例の廃止とするものです。今後は、児童数の推移等を踏まえつつ、児童の健全育成に取り組んでまいります。

また、本廃止条例の附則におきまして、児童館使用料徴収条例も併せて廃止することとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 児童館の条例そのものを廃止するという案なのですが、確かに児童館は解体ということだったので、一番最初に児童のこのために造ったという目的があったわけなのですが、それに伴って現在は学校のほうで行っているのでも大丈夫だという説明だったので、具体的に学校でこの児童館と同じようにきちっとできているのか、学校の現在の体制はどうなっているのかも含めて説明していただけないか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） それでは、現在の放課後の児童の活動内容などについて申し上げます。

学期中、登校日に当たる日におきましては、授業終わりの時間からバスの出発の時間までとなりますけれども、月曜日、金曜日においては外部の支援員の方が来ていただき、放課後の余暇の過ごし方、あるいは運動を一緒に行ったりなどというようなことをしております。また、火曜から木曜につきましては、学校におります私ども会計年度職員によりまして、バスの出発する時間までの余暇時間を過ごしているというような内容となっております。また、夏休み等長期休みのときにおきましても、夏休みなどおおむね2週間程度の午前中となりますが、教職員の水泳の授業といたしますか、講習に加えまして、水泳だけでもいきませんので、運動や遊びなどを行っているというようなところでございま

す。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 学校のほうでバスの時間までということをやっているということなのですが、実際に震災前の児童館の利用者のことを考えれば、今の状態だとそういう状況が起きてきたとき、ちょっと時間的に、終わりの時間、バスではなくて、もともと児童館は迎えに行っていたものだったし、仕事に就かれています世帯の人が自宅で子供を見れないときとかに預けて、大きくなるまで預けておいたという機能があります。今後富岡町、確かに人口、子供も減っているのですけれども、この後人口増とか、移住とか、いろんなことを考えていったときに、子育て環境が整っていないというところは非常にマイナスが多いのかなと思うのです。児童館そのものが今ないのはいいのですけれども、それに代替するものをきちっと手当てしておかないと、児童館を造るときに今度はまた児童館条例を新たにつくらなければいけないということが起きるわけですので、児童館に代わることをきちっとしていくという対案があって初めて児童館そのものの条例の廃止と考えるべきだと思うのですけれども、その辺についてはどうお考えなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） それでは、ただいまのご質問でございます。

確かに議員おっしゃるとおり、今後の人口増などを踏まえますと、今の体制では、例えば共働きの世帯ですとか、そういった方には対応できないと思っております。今私どもで先ほど学校でできておると言いましたけれども、もし児童館のような時間帯の施設があれば、もしかしたら働きに出れるというような考えを持つ方もいらっしゃるかもしれません。そういった将来的なこと、今のお話のとおり児童館に代わるもの、同等の施設というものは必要だとは感じております。

今後につきましては、児童館の再設置、あるいは児童館に代わる、今ですと放課後児童クラブや放課後子ども教室というものもございます。この3施設につきましても今調査研究しているところでございますが、これら3種類の施設、法によりましてそれぞれ目的や定められる設備の基準ですとか人員の配置基準も違いますので、それら精査し、それぞれのよい部分を組み合わせた形で、富岡に合った施設の設置、展開をしてみたいと考えておるところでございます。

以上になります。

○議長（高橋 実君） 教育長、補足あれば。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） おはようございます。今課長が申し上げたとおりなのですけれども、児童館という形のものにいろんなものがありまして、例えば学童クラブがあります。それから、児童館というものがありますし、放課後子ども教室というものもあります。これは、それぞれ名前が違っているとおり、運営の仕方もちょうと違うのです。ですから、この富岡町のやり方にとって、子供たちにと

って、あと保護者にとってどれが一番いいのかということこれから検討を続けてまいりまして、これはなるべく前向きに考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今後の検討に関しては理解いたしました。

当然名前が違えば運営形態も違うので、現状、今の富岡町の現状を考えれば、当然学校の中で十分こういうことがなされると思うのです。であれば、早急に学校の中でやっぱりこういう体制がきちっとできますよということをしていかないと、やっぱりこれからどんどん、どんどん、来年度以降移住政策とか住民の定着とかしていったときに、働くところとかやっぱりそういう預けるところは非常に重要なポイントになってくるので、やはり検討をずっと続けるのではなくて、今年度中ぐらいできちっとどういうふうに形をしていくのかということを決めなければいけないのかなという。児童館を廃止するのであれば、やっぱりそういうこともきちっと決めなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺のスケジュール感に関してはどうお考えなのか、最後にお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、スピード感ということでございますが、それは早急に決めて、決めてといいますか、今できることを決めまして、それを皆様に周知できるような形を取ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 富岡町児童館条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議いたします。

休 議 （午前10時03分）

再 開 （午前10時13分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第50号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第50号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

初めに、本年度より実施いたします基盤整備事業の概要についてご説明をさせていただきます。今回大原地区で実施いたします基盤整備事業は、従来の圃場整備のように農地を集約し換地を伴う大規模な整備を行うものではなく、現在の農地区画を変更せず営農環境整備を行うものであります。事業を進めるに当たり、農地地権者への意向調査や農家の皆様の営農計画を確認し、実施してまいりたいと考えております。財源として、福島再生加速化交付金を充当しまして実施いたします。5月27日に指名競争入札が執行されまして、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約しました。

資料1 ページ、議案第50号別紙資料1 を御覧ください。工事の名称は、大原地区基盤整備工事です。工事の場所は、富岡町大字本岡字王塚地内。工期は、着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和3年3月19日としております。工事請負代金は、消費税を含め、2億8,875万円であります。請負者は、株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。2 ページに本契約の特約条項、3 ページは入札状況調書を添付しております。

次に、5 ページ、議案第50号別紙資料2 を御覧ください。図面の青枠は、事業範囲として地権者の意向調査を実施した範囲であります。赤着色部は、地権者の意向調査結果に基づき工事を実施する範囲となります。面積が約29ヘクタールとなります。資料右側に標準断面図としてと工事内容を記載しております。まず、水田の表面にある耕土30センチを剥ぎ取り、水田の排水に必要な暗渠排水を敷設いたします。その後埋め戻しと同時に基盤材を厚さ5センチほど盛土した後、剥ぎ取った耕土を埋め戻しを行うものであります。

その後、水路整備といたしまして破損箇所補修、改修などを行い、排水調整器の設置を行いまして、水田内の石を沈めるためのブルドーザーによります湛水均平を実施するものであります。また、同時に水路破損箇所補修、水田の排水調整器を設置してまいります。工事概要を資料下段に記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

工事に当たりましては、地権者の同意、農家の皆様の今後の営農計画をしっかりと確認しまして、着手できる箇所から実施をしてまいりたいと考えております。工期内完成するように工事請負者と定期的に打合せを行い、安全第一で工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 大原地区の基盤整備、いよいよ始まるわけですが、私も一般質問で何回かやらせてもらって、やっと始まるのかなという思いをしております。

ちょっと1つ残念なのが、将来を見据えて大型化にする工事なのかなと思ったら基盤整備ということで、今の3反1区をいじらないでそのまま、表土が足りないから基盤材を投入するとか、暗渠排水とか、こうすることによって多分大分作業効率がよくなるのかなとは思っているのですが、なぜこうなったか、経緯ちょっと教えていただきたいのです。この資料によると、地権者の意向調査、要望を踏まえてとなっておりますが、もう少し町のほうでも手腕を発揮して、当然将来を見据えた大型化、大型農業の大型機械導入できるような規模にしてほしかったなという思いいっぱいあるわけなのですが、これを見据えてカントリーエレベーターなども着工するわけですから、そういう部分でどうしても地権者がこの状態でこのままの状態では基盤材投入とか、暗渠とか、水路の利便性とか、それだけ直せばいいという話になったのかどうか、その辺をちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の基盤整備事業ということで実施させていただきますが、当初町でも大規模な圃場整備ということでの検討も進めておりました。その中で、国との財源調整を行いながら検討を進めてきたところでございますが、今回町のまず持ち出しが少ないということで、こちらの事業で基盤整備ということで実施をさせていただくことになりました。

次に、基本的な考え方でございますが、圃場整備でやりますと、地権者の同意、換地を伴いますので、そこで負担等も出てくるというようなこととなります。現在町外に皆さん避難されている状況で、換地を伴う所有権が変更されるというところの事業についてはなかなか調整が難しいだろうと考えておりました。今回営農を、作付をしながら整備をできるということで、今回基盤整備としております。作付面積等が広がりますと、営農者の方からいろいろご意見をいただければ、今後大規模なものというのもまた今後将来的には考えられますので、今回はまず基盤整備として、まずは田んぼとして使えるような状態に戻すというようなところを一番の目的として今回の基盤整備ということで実施をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 地権者の意向が一番強いということなのですが、私一番考えるのは、今の地権者、当然基盤整備すれば農地を耕すことになると思うのですが、今はいいとしても、将来を見据えたときにどうなるのだということなのです。結局今やっている人たちの後継者が、今のままの状態の後継者がついていくかどうかなのです。今農業も大型化しないと、なかなか採算性に乗っからないと。法人化しているのも、いろんな補助金の問題で、法人化して補助を仰がないとなかなか採算性に乗っ

からないという部分で法人化が進められていると。富岡町でも2団体は取りあえずは立ち上がったのかな。そういう状況で、なぜ法人化にするのだという、やっぱりそういう部分に引っかかってくるのかなと思うのです。そこに、それだけで終わるのではなくて、今後も続かなくてはならないものですから、今後続く人たちが今の広さで十分やり得るのかどうか私は心配しているのであって、今回はこういうことで決まると、地権者の意向が一番だということなものですから、私これ以上言ってもしょうがないですけども、今後次の場所でこういう部分を考えてすれば、ぜひ圃場整備でやっていただければ将来の展望が広がるのではないかなと思いますので、ぜひそういうことで要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 昨日もお話しさせていただきましたが、国際教育研究拠点等の候補地の一つとして考えたときに、非常に有用に活用できるのではないかと私は考えます。さらに、今の9番議員の質疑の中でもありましたが、地権者の意向をある程度勘案しての事業実施だとは思いますが、また、本議案提出に至るまでの関係諸氏の労苦には敬意を表しますが、私は本議案には反対します。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 私は、今議案につきましては賛成させていただきます。これから富岡町の農業政策の将来性を考えますと、必要不可欠だと思っております。ですから、賛成いたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これより議案第50号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋 実君） 起立多数であります。（賛成6名 反対3名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第51号 工事請負契約について、内容を説明申し上げます。

今回上程させていただきます工事請負契約は、王塚地内に整備する予定をしておりますカントリーエレベーター敷地の造成工事です。5月27日に指名競争入札が執行され、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

それでは、別紙資料7ページ、議案第51号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の名称は、富岡町カントリーエレベーター敷地造成工事であります。工事場所は、富岡町大字本岡字王塚地内。工期は、議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和2年11月30日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め8,737万3,000円であります。契約相手方は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。8ページには本契約の特約条項を、9ページには入札状況調書を添付しております。

次に、11ページ、議案第51号別紙資料2を御覧ください。資料中ほどにカントリーエレベーター建設予定地の図面を掲載しております。現在整備が進められておりますアーカイブ施設北側の場所となります。

次に、平面図のうち赤着色部、4,804平米の土地が今回の造成工事箇所になります。資料右側、中ほどに、今回実施いたします造成工事概要を記載しております。記載のとおり、今回の工事は1期工事として、敷地内舗装工、防護柵設置工を除いた造成工事を行います。工事内容といたしまして、表土を剥ぎ取り、町道北郷会沢線と同じ程度の高さまで盛土をいたします。その後、重機にて敷きならしを行う造成でございます。敷きならしに使用する材料は、環境省から提供されている遮蔽土と購入土を使用いたします。擁壁工は、敷地東側と南側の土留め擁壁を、工場製品を使用し、高さ1メートルから1.5メートルのものを延長140メートル設置するものであります。排水工は、敷地の4辺を全て落ち蓋式側溝を延長280メートル設置するものです。防火水槽工は、地下消防施設として容量40㎡の防火水槽1基を設置するものです。下水道工は、公共下水道に接続するため、口径150ミリの塩ビ管を170メートル布設するものとなっております。上水道工として、給水管の整備として北郷会沢線から敷地内に上水道管を引き込んでまいります。造成工事終了後実施されます建築工事請負者とともに密に打合せを行いまして、後戻りがないよう安全第一に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） カントリーエレベーター敷地造成工事ということで、これも私一般質問でやらせてもらいました。いよいよ着工するのかなと思っておりますが、常に道路を歩いて、この造成盛土材の仮置き場、ここの部分にできるのかなと思ったら、これは仮置き場だということで、そ

の東側に赤の着色にできるのだと思うのですが、この敷地、仮置き場に関しては、いろいろ環境省からの土の提供とかそういう部分で必要だったのかなと思うのですが、仮置き場の造成工事も伴ったと思います。造成工事とか、あと借地料ですか、これは別工事なのか、この金額に含むのか、借地料とかが、その辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答え申し上げます。

こちら図面で造成盛土材仮置き場というところだと思います。こちらにつきましては、先ほど申し上げた環境省の資材、遮蔽土ということで現在置いておりますが、今回の工事にこちらの造成費等は含んでおりません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。借地料は含んでおりません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません、借地料につきましては後ほど確認してお答えいたします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 造成工事と借地料が含まれていないということなものですから、そっちの工事代金はどのくらいかかるのか。表に見えていませんね。復旧まで多分あるのかなと思うのですが、その辺はどのくらいの工事代金を予定しているのか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

黄色い着色の部で、復旧につきましては今後農地転用して3年間の一時転用ということでお借りしておりますので、最終的には農地に戻すというような造成工事が出てきます。そちらについては、現在すみません、金額、申し訳ありません、現在資料持ち合わせておりませんので、後ほど確認をしてお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。分からないとすれば、金額出ていないとすれば、あといずれ明確に出てくるとお思いますので、それを踏まえて教えていただければありがたいです。要望しておきます。

○議長（高橋 実君） 要望でいいですね。

○9番（渡辺三男君） はい。

○議長（高橋 実君） 採決には支障ないのね。

○9番（渡辺三男君） 大丈夫です。

○議長（高橋 実君） そのほかありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第51号 工事請負契約についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第52号 工事請負契約についての件を議題といたします。
総務課主幹の朗読を求めます。
総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。
産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、初めにカントリーエレベーター事業についてご説明させていただきます。

本事業は、富岡町の農業復興の基幹施設となる乾燥調製施設を整備し、利用者の販路を確保し、町の帰還者増加及び意欲ある農家の営農再開を促進することを目的としております。財源は福島再生加速化交付金を利用し、実施いたします。

それでは議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。カントリーエレベーター整備事業建築工事においては、デザイン・アンド・ビルド方式の公募を行い、2社の参加をいただきました。技術提案によるプロポーザル方式により技術提案書を提出していただき、審査した結果を取りまとめ、工事請負契約を仮契約いたしました。

13ページ、議案第52号別紙資料1を御覧ください。工事の名称は、富岡町カントリーエレベーター整備事業建築工事です。工事の場所は、先ほど議案第51号でご説明を申し上げました王塚地内の造成工事箇所となります。工期は、着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和3年3月31日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め16億9,400万円。契約相手方、株式会社サタケ、代表取締役、佐竹利子です。14ページに本契約に係る特約条項、15ページに見積徴収状

況調書を添付しております。

17ページ、議案第52号別紙資料2を御覧ください。工事内容については、技術提案による丸ビン式乾燥調製施設を採用し、総処理量約1,000トンの設備とし、資料右下のカントリーエレベーター施設概要に記載している設備を整備していく予定であります。

資料に図示しております敷地配置図を御覧ください。敷地西側に容量150トンの丸ビン式貯蔵乾燥設備8基を配置いたします。東側建屋内に、荷受設備、乾燥機などの機械設備と事務室を配置する計画となっております。設計、施工を一体とする技術提案方式であることから、設備の配置について変更等がある可能性があります。先ほど説明いたしました敷地造成工事と工程を密に調整をいたしまして、後戻りのないようしっかりと計画し、安全第一に進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 見積徴取状況調書、15ページ、これを見ますと、落札になったサタケの下は以下余白で、ただ今説明で2社があったということで、随意契約で、それでデザイン・アンド・ビルド方式でこのサタケに決まったということなのですが、大体金額、応札というか、どちらがどれくらいの金額で、なぜサタケに決まったか、その状況について報告願います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、今回プロポーザル方式ということで、4月初めに募集をかけまして、2社から参加を表明いただいております。1社が、今回契約を締結する予定の株式会社サタケでございます。次に2社目ですが、ヤンマーグリーンシステム株式会社ということで、2社より提案をいただいております。

まず、金額を申し上げます。今回サタケにつきましては16億9,400万円、ヤンマーグリーンシステム株式会社、提案でいただいた金額が13億7,170万円ということになっております。今回こちらで提案書、審査を審査員にいただいておりますが、一番大きなポイントといたしますか、サタケということになったものにつきましては、施設のほう約20年後、設備等の更新があるだろうというようなところを業者から確認をしております。その中で、この株式会社サタケにつきましては、自社で全て機械を造っているというところもありまして、その20年後の一番経費がかかるところについて計算しますと、こちらの提案をいただきましたヤンマーと比べると、約2億円ぐらいの差が出るだろうということで、質問書等をいただきながら検討し、なっております。その経費でございます。今回の設備については、施設の建築については交付金等でやらせていただきますが、その後の維持管理については町の負担となってきますので、その辺を踏まえて、今回こちらの事業者ということで決定をさせていただきました。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） サタケが16億9,000万円、ヤンマーが13億7,000万円、3億2,000万円ぐらい違いますよね。20年後更新というか、設備の何か点検か交換かあるのかなと思うのだけれども、毎年の例えばメンテナンス、これ町負担ということなのですが、毎年のその負担料がサタケとヤンマーでどれくらい違うのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません。2社の今比較したものについてちょっと持ち合わせをしておりますので、こちらについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。すみません。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはりこれくらい金額の差があって、3億2,000万円も差があって、それで選んだという理由の中で、やはりランニングコストを比較していないというのは、ちょっとこれどうなのかなと思いますので、ぜひこの数字を出してください。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時49分）

再 開 （午前10時52分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。再度お答えいたします。

ランニングコストのところですが、今資料確認しまして、先ほど言った20年間のランニングコストで比較をしております。その中で、差額といたしますか、サタケのほうがランニングコストが安いということになっているのですが、その差額としまして約1億4,000万円というような試算が出ております。そちらをまず評価したということと、あと人件費のところ、今回指定管理者としてJAを予定しております。その関係で、隣町の榎葉町でも現在カントリーエレベーター稼働しておりますが、そちらについてもJAの指定管理ということでやっております。今回うちに提案いただいたサタケについては、榎葉町と同じメーカーということになりましたので、その関係で、協定等も必要なのですが、榎葉町からの部品の提供とか、そういうものが可能になってくると思います。あと、JAのほう、指定管理者を合わせるということで、メーカーも同じということになりますので、維持管理も安く抑えられるだろうということで、今回そちらのところで審査いたしまして、サタケということで決定をしているところです。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ランニングコストで約1億4,000万円ということなのですが、16億9,000万円

と13億7,000万円で、約3億2,000万円で、それを引いてもまだまだヤンマーのほうが低いのかなと思うのですが、そういうふうには榎葉も例えばサタケだからうちもサタケというと、最初からもう決まっているような話になってしまうので、やはりそこは説得力あるように、やはり議会にこういうのが上がってきたときには、そういった経費もきっちり比較した形で上げてきてもらわないと、私らも何か損得で選んでしまうと安いほうが得だよと、同じものであれば、そう考えてしまうので、その辺は今後こういうものがあったときには説明つくような資料は準備してください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほどご指摘ありました資料の件につきましては、しっかりと用意させるようにしたいと思います。

それから、プロポーザルによって提案を評価するという作業の中で、すみません、私もその審査の中の一人でありましたので、当然ランニングコストの比較も、それからイニシャルコストの比較も評価の中には入ってきますが、その中、金額比較以外に、提案プランが正当なのかどうか。正当なのかどうかというのは、これまでの実績であったり、それから会社としての考え方がしっかりしているのかどうか、それも踏まえて全体的な評価。例えばイニシャルコストが非常に低い形で入札というか提案をいただいても、将来にわたる考え方が、非常に言い方は変ですけども、雑だったりしますと、後に大きな問題になるということもありますので、それらを総合した結果が今回の請負者の決定であったとご理解をいただければと思います。それらがしっかり分かるような資料も用意させるようにいたしますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 敷地造成の51号で聞けばよかったと思うのですが、終わってしまったものですから、図面ここにきちっと提示してありますので、場内の道路、道路6メートル取ってありますよね。場内の道路からこの建物までの空いている部分が多分3メートルくらいあるのかな。これで敷地狭くないですか。この玄米出荷と生糶荷受のここの建物と道路敷の部分、場内ですから道路に出てくればいいという考え方もあろうかと思うのですが、これちょっと狭くないですか。この辺十分満足するだけ取ってあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。大体この配置図で動くのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

今回提案でこちらの配置ということでいただいております。基本的には稲刈りのときに農家の方が糶などの荷を持ってきますが、そのほかに搬出についてはトラック等が入ってきますが、基本的に一般車両が入る施設ではありませんので、現在のところこちらのレイアウトということで町としては問題ないのかなと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 駐車スペースもこれ9台くらいしかないものですから、そうすると秋の刈取り時期になってくるとかなり車がこの辺混雑してくるのかなと思うのです。そうなった場合には、どうしてもこの道路敷から離れた建屋との間に止めるような状況も生まれるかと思うのですが、これだと道路にはみ出してしまうような気がするのですが、それが大丈夫なのであれば、あと敷地造成してしまってからまだ増やすということになると工事費も膨大にかかりますので、十分その辺検討してください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今後手戻りがないように、今いただいたご意見も調整というか確認をしまして、手戻りのないようなことで工事は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第53号 動産の取得についての内容を説明いたします。

今回の動産の取得につきましては、町立小中学校三春校における通学用のマイクロバスを購入するものです。三春校においては、学校設置以降、幼稚園児から中学生までスクールバスによる通学を行

っており、郡山周辺地区からの運行を続けています。多い時期でバス5台を使用していましたが、本年度は児童等の人数が減少したことから、3台での運行であります。使用するバスは、寄贈のマイクロバス2台、委託業者所有バス1台です。これまで使用してきたバスは、使用年数やその走行距離から修理の頻度が多く、安全な通学に資するため、順次使用を取りやめており、現在使用しているうちの1台も相応の距離を走行しているため、被災地通学用バス等購入補助金が活用できる本年度において代替車両を購入するものです。

資料19ページ、議案第53号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書であります。契約件名、スクールバス購入。契約金額、816万5,218円。納入期限、令和3年3月26日。契約の相手、福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町217番地、渡部自動車整備工場、渡部剛一であります。

次に、21ページ、議案第53号別紙資料2を御覧ください。事業概要等であります。購入の目的は、使用中のスクールバスの老朽化に伴い、児童生徒等の安全確保の観点から購入するものです。車両概要ですが、車種としては小型バス、車名は記載がありませんが、トヨタコースターとなります。乗車定員が29名のディーゼル車であります。装備品は、標準装備となる予防安全機能以外に、自動ドア、バックカメラなどをオプションとして加えるものであります。名入れは、車体後方両側に行います。財源は、県補助金と一般財源となるふるさと納税寄附金、それぞれ2分の1ずつであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第54号 工事請負契約の変更について、内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約の変更は、富岡産業団地整備工事に係る工事請負契約の変更であります。本工事につきましては、本年3月4日の令和2年第2回定例会で場内道路の見直しに伴い1回目の工事請負変更契約について議決をいただいておりますが、今回工事内容に新たな変更が生じることとなったため、2回目の工事請負変更契約を行うものであります。

資料23ページ、議案第54号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の番号、名称は、第2-2-16号、富岡産業団地整備工事であります。請負者は、西松建設株式会社北日本支社です。本変更契約書における条項につきましては、第1条で設計内容を変更することを、第2条において工事請負代金を1億79万4,460円新たに増額することを記載し、第3条で、その他は原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。また、特約条項につきましても原契約と変更はなく、資料24ページのとおりであります。

次に、資料25ページ、議案第54号別紙資料2を御覧ください。今回の工事請負契約の変更に係る工事の変更内容です。資料の中央が富岡産業団地の平面図であり、赤枠で囲った部分が昨年度末に一部供用開始した1工区であります。今回変更するのは、本平面図の中で本年度末を最終工期として進めております赤枠以外の整備工事における盛土材料であります。盛土材料の変更としましては、資料右下に記載しておりますとおり、本工事における盛土材料を一部広野町の道の駅整備事業から発生する残土を流用するものとして進めておりましたが、道の駅整備工事事業が見直しを行うこととなったため、当現場への盛土材の供給が止まることとなり、今後予定していた道の駅整備事業からの流用土量分、それを購入土に変更する必要が生じたものであります。変更する土量につきましては、計画数量30万立方メートルのうち、今期までの実績14万5,492立方メートルの残りの数量分、15万5,508立方メートルであります。購入土につきましては、広野町からの搬入費より1立方メートル当たり約400円の増額となることより、請負工事費としまして1億79万4,460円を増額するものであります。

今後とも安全第一に、工期内の竣工を目指し工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今回の富岡産業団地の盛土の変更ということで、金額的にも1億円ということで、結構な金額になってくるのかなと思いますけれども、購入土につきまして、どのような土の材質を入れていくのかというようなことで町として把握、確認されているかどうか、現場等も見ていただいているかどうか、ちょっと確認したいのですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

購入土と一般的に言われているのは良質土という単価で上がっております土でございます、一般的には山砂という形になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。購入土、山砂の材質ということなのですが、何でもこの質問をしたかと申しますと、今年の3月の中旬ぐらいだったと思うのですが、盛土の工事している途中だったと思うので、なかなか地盤も固まっていないという状況もあったかと思うのですが、かなり強風が吹いて、砂が隣の猪狩スタンドに道路を隔てて舞い上がって、かなりの、ダンプ1台ぐらいですか、舞い上がっていったということで、それを恐らく戻しているのだと思うのですが、そういったことで、今後公園等も含むと思うのですが、そういった中でこの3月工期満了ということなのですが、完成した後にそういう状況にならないようにぜひお願いしたいなと思ひまして、このような質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ただいま3番議員からありましたように、今回今年の3月、大風により近隣の方々にご迷惑かけたということは承知しているところでございまして、大変申し訳なく思っております。

実は、この1工区につきましては、若干昨年度の経緯を踏まえまして土を固めるという作業を取り組んでいたところでございましたが、若干間に合わなかったということもありまして、1工区の部分については現在は土を固めるような形の作業をしております。また、今回変更となります山砂というか良質土につきましても、表面に、現在288号線でトンネル工事を行っております、そのトンネル工事の岩ずりというやつを県から頂きまして、上にクラッシャーして小さくして、あまり小さくするとまた飛ぶもので、粒径を整えるような形にして上に引いて、将来的にも飛散が少なくなるような今段取りを進めているところでございます。こちらにつきましても購入土とほぼ同じ金額でできるということで、おおむねそんな形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。3月の砂の舞い上がりとその対策も取られるということで、ありがとうございます。

今後、企業にも公募等でいろいろ企業誘致して、町として賃貸で企業に入っていただくということになると思うのですが、そういう事態が起きますと、やはり町の最後は責任になってくるのかなと思ひますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ご意見ありがとうございます。我々も工事、できる限り工事の場内安全だけでなく、将来的にも飛散とかなしないような形で材料を選びながら、長期的に使えるような形で進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今回の関連になるのですけれども、民間のほうに砂が舞い上がって迷惑かけたという状況は私も聞いておりますが、今回の盛土材に関しては山砂ということで、かなりやっぱり舞い上がる可能性があるのかなと。最終的に仕上がりは岩ずりを上にかけるから多分そういうことは収まるのかなと思うのですが、1工区に関しても何を吹いた、青いあの飛ばないようなものを吹いて、仕上がった状態だとそういう手入れできますから、飛ばないようにできるのかなと思うのですが、施工中はちょっと難しいと思うのです。施工中にやっぱり飛散防止対策するとすれば、やっぱり飛散防止ネットなど張るしかないのかなと思うのですが、その辺はどんなお考えですか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

現在2工区、奥のほうでございまして、整備しているところでございまして、全体的に山砂で、その上に飛散防止のための大きな採石関係、こちらを引くというのも、一連でやるのではなくて、出来上がり次第上に引いていくような形で進めていきたいと考えております。飛散防止ネット、当初実施したところでございまして、距離が距離で、上のほう飛んでいってしまうということもございまして、なかなか効果が見られなかったということで、いろんなこと、今までの経験を生かして進めていきたいと思っておりますので、また何かいい方法がありましたら徐々に対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） なかなかあの東、西に長い造成地区ですので、非常に厳しいのかなと思えます。飛散防止ネットあたりで収まれば一番いいのですけれども、この状況を見ると、今課長が言うとおりののかなと思えます。また、一番いいのは風吹くようなときは散水するのが一番いいのでしょうかけれども、やっぱり締固めに支障出てくる部分も、そうなる出てくるのかなと思っておりますので、何がいかといっても分かりませんが、ぜひその辺は飛散防止には十分気をつけて今後施工していただければありがたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。飛散防止に関しましては、今のありましたように、早めにやったところについては散水車も現在やっているところでございまして、そう

いうのを併用しながらさらなる努力をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第55号 工事請負契約の変更について、内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約の変更は、昨年10月24日の令和元年第6回議会臨時会で工事契約の議決をいただき、JR富岡駅南、跨線橋の西側で工事を進めておりますアクセス道路事業、曲田都市計画街路4号線築造工事（5工区）に係る工事請負契約の変更であります。

資料27ページ、議案第55号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。法人の番号、名称は、第3-2-16号、曲田都市計画街路4号線築造工事（5工区）であります。請負者は、株式会社高葉建設です。本変更契約書における条項につきましては、第1条で設計内容の変更をすることを、第2条において工事請負代金を1,015万4,100円を新たに増額することを記載し、第3条でその他は原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。

次に、資料29ページ、議案第55号別紙資料2を御覧ください。今回の工事請負契約の変更に係る工事内容の変更概要です。資料左上、1、計画図面を御覧ください。青色と緑色の破線で示した箇所が今回の変更箇所であります。

次に、資料右下、4、変更の内容を御覧ください。青色で記載しております内容が、計画図面の青色破線箇所における変更内容であります。まず、この箇所につきましては地盤改良エリアであり、工

事の進捗に伴い、支持地盤の深度が部分的に深かったことより改良工の範囲を増やす必要が生じ、中層混合処理の数量を見直すものであります。また、古い構造物と思われる埋設物もあり、これも撤去する必要があり、構造物撤去工の数量を見直すものでもあります。

次に、緑色で記載しております内容は、計画図面の緑色破線箇所における変更内容であり、地盤改良箇所の地下水が高かったため、改良材の固化機能を担保する目的で本箇所にポンプ排水工を追加したものであります。

なお、これらの変更数量につきましては、資料右上、3、工事概要下段の変更の主な工種の赤書きのとおりであります。

以上の工事内容の変更に伴う工事数量の見直しにより、同3、工事概要の上段のとおり、契約金額が1,015万4,100円増額となったものであります。今後とも安全を第一に、工期内の竣工を目指し、工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第56号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、子育て世帯臨時特別給付金の

給付など、さきの臨時議会においてご議決賜りました感染症に対応するための補正予算をさらに補強するために行うものであり、加えて営農再開支援事業などで国など関係団体とも財源整理ができたことによる予算の補充により、事業のさらなる進捗を図ることを目的として行うものであります。このことから、本補正予算では、既定の予算に歳入歳出それぞれ6億4,324万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204億7,986万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思っております。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金1,624万円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金として1,374万円を計上するとともに、給付事務に要する費用と見込む額と同額の250万円を事務費補助金として計上したものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金3,743万円の増額は、営農再開支援事業補助金の決定によるものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金5億8,707万1,000円の増額は、ため池放射性物質対策工事の実施に伴い、福島再生加速化交付金基金、農水省分になりますが、この基金より4億650万円を繰り入れるものであり、加えて歳入歳出予算の調整のために財政調整基金より1億8,057万1,000円を繰り入れるものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入250万円の増額は、コミュニティ助成事業助成金の交付決定によるものでございます。

これらにより、歳入合計6億4,324万1,000円の増額補正となったものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページを御覧いただきたいと思っております。第2款総務費、第1項総務管理費11万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策のための庁舎用品の購入によって不足する庁舎施設管理費消耗品の現計予算を補填するものでございます。

第3款民生費1,911万5,000円の増額は、第1項社会福祉費において37万5,000円の増、第2項児童福祉費において子育て世帯臨時特別給付金の給付に要する1,624万円を増とするものでありまして、加えて第3項災害救助費においてコミュニティ助成事業助成金250万円を増とすることによるものでございます。

第6款農林水産業費5億7,943万円の増額は、第1項農業費において、営農再開支援事業や農業水利施設等保全事業において国や福島県との協議により事業の実施について事業の整理ができ、補助金の交付決定などがあったことによるものであります。

第7款商工費、第1項商工費1,300万円の増額は、商工事業者の方々が新型コロナウイルス感染症対策を各事業所において積極的かつ確実に行っていただくことが町内での連鎖的な感染症の拡大防止のための有効な手段の一つとなるものと、感染症対策奨励金を交付することによるものでございます。

第8款土木費6,000円の増額は、第5項住宅費において住宅管理事務諸経費が増となったことによるものでございます。

第9款消防費2,100万円の増額は、第1項消防費において新型コロナウイルス感染症に対応するためのマスク等の対応用品の購入によって不足する災害備蓄品購入費を補填するとともに、災害時避難所における感染症対策用品を購入備蓄するために要する費用を追加計上することによるものであります。

第10款教育費における第2項小学校費274万7,000円の増、また第3項中学校費782万7,000円の増は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校に備え、また夏季休暇等の長期休暇において児童生徒の在宅学習支援や学校とのつながり強化により、児童生徒の学習意欲の維持向上、保護者の不安解消に資することを目的に、児童生徒に通信端末機器を貸与するための費用など計1,057万4,000円を増額することによるものであります。

これらにより、歳出合計6億4,324万1,000円の増額補正となったものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法については、慣例により歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

8ページをお開きいただきたいと思います。8、9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 10、11ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 民生費、生活支援費の負担金補助及び交付金につきまして、コミュニティ助成事業助成金250万円上がって計上されておりますが、こちらの事業内容を教えてください。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答え申し上げます。

まず、お答え申し上げる前に、こちらの助成金の仕組みについて説明させていただきたいと思えます。こちらにつきましては、一般財団法人の自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業の一環としまして、宝くじの受託事業の収入を財源としまして、各市町村からのコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり等に助成を行うものでございます。助成を希望する団体が、こちらの市町村が窓口となりまして、市町村がこのセンターに申請するような形になっております。自治総合センターから決定されれば、町が予算化して、希望する団体に助成をします。その財源につきましては、今回併せて歳入の補正としても取らせていただきましたが、全額

センターから歳入として入ってくるものでございます。

具体的に今回ご相談を受けた団体につきましては、小浜風童太鼓、こちらから伝統文化の継承と地域振興に寄与するために和太鼓の整備をしたいというのがちょっとご相談を受けまして、私ども町で審査をし、総合センターへ申請を行い、令和元年9月30日に申請を出しまして、令和2年3月26日に自治総合センターから決定を受け、それを受け、今回予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 伝統芸能の地域振興ということで、今回小浜風童太鼓、こちらで申請が上がって採択されたということで、こちらは金額的にはこの1団体だけの金額ということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えします。

今回は、1団体の申請の250万円でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。金額的に上限というのはないのかと、こちらの助成事業、すごくいい事業だと思っておりますので、様々な富岡で活動されていた団体等に広く周知していただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

このコミュニティ助成事業につきましては、大きく3つの助成基準がございます。1つが一般コミュニティの助成事業、こちらが100万円から250万円まで。今回こちらを活用させていただいております。2つ目が、コミュニティセンターの助成事業として、こちらについては対象となる事業費の5分3まで、ただし上限が1,500万円までとなっております。あと最後に、地域防災の組織の育成事業といたしまして、各種多様な施設ですけれども、6種類ぐらいの施設があるのですけれども、それぞれに上限が決められているような形になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出、12、13ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 7款商工費の富岡町新型コロナウイルス感染症対策奨励金1,300万円について

て、全員協議会でもパンフレットで説明を受けましたけれども、事業対象者、やはり7月31日時点で商工会加入という、そういう縛りがあったり、私納得いかなないことが多々あったのですが、その後町では少し緩和というか、緩やかというか、やり方を多少変えたのでしょうか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

こちらにつきましては、全員協議会でもご説明を申し上げましたが、要綱の中で商工会以外の方も出せるといいますか、なっております。奨励金の目的としまして町内の店舗、事業者の方に対策をしていただくということでありまして、商工会加盟者に限るというものではありませんので、そちらについては加盟していなくても店舗事業所での対策がされているところについては、確認をして出せるというような要綱にはなっておりますので、ご了解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、14、15ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） まず、中学校費でございます。こちら工事費なのですけれども、どういった工事がされるのかが1点。あとは小学校、中学校費、両方なのですけれども、在宅学習支援システムの構築委託及び購入等につきまして、いつからこれがこのシステム等を整備されて、いつでも稼働できるようにするのかお教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ご質問、まず1点目の工事でございますが、富岡第一中学校北側にテニスコートがございます。そちらのテニスコートには防球ネットということで、東西南北、4面をめぐらせているわけでございますけれども、3月の大風によりまして、東面がフェンスが湾曲してしまっただけでございます。その修繕工事ということになります。

それから、小中学校のコンピュータ整備事業でございますが、まず、国のほうで今後の情報化社会に向けてG I G Aスクール構想というものを立ち上げております。それは、令和5年度までの間に1人1台端末を配付するといいますが、使用するというような、最終的には1人1台の端末を持つというようなことになっております。そのロードマップが各年度ごとに示されておるわけですが、国ではこのコロナウイルスの対策の一環として、令和5年度まで待たずに早急にやりなさいということで通達がございます。その通達のされ方も、申請を予定している自治体は先に購入の手続きを進めなさいということで、急遽私もでもこのような予算の計上の仕方となったわけでありまして。

中身につきましては、幸い、富岡の学校、三春校、富岡校につきましても、学校校舎内では1人1台の端末がもう配備されております。ですので、今回のような事態になった場合を踏まえて、また夏

休み等長期間の利用もできるということで、この補助金に乗る形で整備していきたいなというところ
でございます。整備時期につきましては、業者も、全国の市町村一斉にやっておるはずですので、準
備確約はできないのですが、早ければ夏休み前、できれば夏休み中には準備したいという、まだ不確
定であります、そのような流れになっております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。教育長からもお話ありましたが、子供たちの学びの
保障であったり心のケアに活用するという、順番的にはそもそもがG I G Aスクール構想というもの
があつてのものではあるかと思いますが、今回につきましてはやはりコロナウイルス感染拡大、第2
波等懸念されるところから、こういったものを早急に実施していただけてよかつたと思っております。
国より先にこういった事業費を計上しなさいということではあつたのですけれども、こちらの補助金
については今年度は計上されないで、令和5年度の補助金の交付になるのでしょうか。今回一般財源
で全て計上されておりますけれども、その辺の補助金関係について教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 財源でございますけれども、このG I G Aスクール構想に乗った形
で全て対象となれば、事業費の2分の1が補助になります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、と
にかく申請予定でも前に進めなさいということですので、何ら国と内定が出ますよとか、そういった
ことは何の約束もない状態ではありますけれども、要綱自体では2分の1となっております。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 補足的なお話になります。

今ほど教育総務課長お話ししたように、事業に対しての補助制度がある。対象になるかならないか
というところはありますけれども、補助制度はあります。加えて、新型コロナウイルス感染症に対して、
様々町が単独事業費を使って対応していると。ここについて、国から新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金というものが交付されるということになっております。現段階のところでは、町
に来る交付限度額が5,100万円程度と示されておりますが、これは第1弾ということのようござい
まして、第2弾ということもあるということ想定して、これまでマスクの購入であったり、いろん
なことに対して使っているものをこちらで手当てをしていきたいと思っております。

教育総務課長申し上げました制度上の対応ができないと、教育機器の整備に対してできないとなれ
ば、こちらの交付金が使えないかということも併せて協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第56号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時49分）

再 開 （午後 零時55分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

次に、議案第57号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第57号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、高額療養費や国民健康保険事業納付金の増及び傷病手当金の創設に伴い、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,652万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を23億8,070万2,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。19ページを御覧ください。第4款県支出金、第1項県補助金1,652万4,000円を増額は、高額療養費の財源として普通交付金117万円、傷病手当金及び国民健康保険事業費納付金の財源として特別調整交付金1,535万4,000円をそれぞれ増額するものであり、歳入合計1,652万4,000円を増額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。20ページを御覧ください。第2款保険給付費217万円の増額は、第2項高額療養費において、当初見込んでいなかった臓器移植の事案が生じたことによ

り117万円を増額、第8項傷病手当金において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、該当被保険者に対し傷病手当金を支給することを目的として100万円を増額することによるものでございます。

第4款国民健康保険事業費納付金1,435万4,000円を増額は、当初予算案策定後に普通調整交付金の算定方法が変更になったことから規定の納付金の予算額に不足が生じたため、第1項療養給付分において835万7,000円、第2項後期高齢者支援金等分において117万3,000円、第3項介護納付金分において482万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

以上により、歳出合計1,652万4,000円を増額補正とし、補正後の歳入歳出の総額を23億8,070万2,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

24ページから29ページまでございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第58号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、介護保険給付における国のシステムの変更に伴い、町の介護保険給付システムにおいてもその一部を改修する必要が生じたため、その改修費用として当初の歳入歳出予算において歳入歳出それぞれ112万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,315万3,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。33ページを御覧ください。第3款の国庫支出金74万9,000円の増額は、第2項国庫補助金において町の介護保険給付システム改修に係る費用の3分の2の額74万9,000円が国から交付されるため、その額を介護保険事業補助金として計上しております。

また、第7款繰入金、第1項他会計繰入金においては、同システム改修費用の3分の1は町負担となるため、その額37万5,000円を一般会計繰入金として増額計上するものです。

以上により、歳入合計において補正総額を112万4,000円を増額とし、歳入予算総額を16億3,315万3,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。34ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費112万4,000円の増額は、国の改定に伴う町介護保険給付システムの改修のための委託料として112万4,000円を増額するものです。これにより、歳出合計において補正総額を112万4,000円を増額とし、歳出予算総額を16億3,315万3,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

38ページから41ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催をしていただきますようお願いいたします。

それでは、1時30分まで休議します。

休 議 （午後 1時06分）

再 開 （午後 1時18分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第22号、令和2年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。

本委員会は、6月18日午後1時9分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第23号、令和2年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。

本委員会は、6月18日午後1時9分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の審査及び調査。(1) いわき支所に関する件、(2) 郡山支所に関する件、(3) 都市整備課に関する件、(4) 福祉課に関する件、(5) 健康づくり課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件、(9) 請願に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第24号、令和2年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。

本委員会は、6月18日午後1時11分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君) 報告第25号、令和2年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。

本委員会は、6月18日午後1時14分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第26号、令和2年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。

本委員会は、6月18日午後1時16分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和2年第5回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時31分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一